

平成26年第3回定例会会議録（第5号）

平成26年9月17日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	中尾薫	君
教育長	寺岡悌二	君	水道企業管理者	永井正之	君
監査委員	恵良寧	君	総務部長	伊藤慶典	君
企画部長	釜堀秀樹	君	建設部長	岩田弘	君
ONSENツーリズム部長	大野光章	君	生活環境部長	浜口善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊博秋	君	消防長	笠置高明	君
教育次長	豊永健司	君	監査事務局長	工藤将之	君
政策推進課長	稲尾隆	君	保険年金課長	勝田憲治	君
温泉課長	宮崎徹	君	商工課長	挾間章	君
農林水産課長	八坂秀幸	君	次長兼環境課長	伊藤守	君

高齢者福祉課長	中西康太君	健康づくり推進課長	甲斐慶子君
都市政策課長	後藤孝昭君	道路河川課長	山内佳久君
公園緑地課長	植山一生君	下水道課長	松屋益治郎君
次長兼建築指導課長	竹長敏夫君	教育総務課長	重岡秀徳君
学校教育課長	篠田誠君	スポーツ健康課長	溝部敏郎君
スポーツ健康課参事	三木武夫君	水道局工務課長	帆足淳君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主査	波多野博	主任	甲斐健太郎
主事	穴井寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第5号）

平成26年9月17日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議第80号 平成25年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成25年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可します。

○18番（堀本博行君） 質問に入ってまいりたいと思いますが、今回はこの一般質問3日間のうち、県体等で中3日の日程があきましたので、長く感じておるところであります。県体でも今回はまたソフトボールに参加をさせていただきまして、なぜか3回戦まで勝ち進んでしまったという状況でございました。その中で1日に3試合やりましたものですから、土曜日にソフトボールをやって、もう4日目になりますと、まだまだ体の痛いところが、節々の痛みがまだ消えておりません。なかなか回復力が、60歳を越えて非常に回復力がなくなったということも感じておるきょうこのごろでございます。

それでは、順に従って質問に早速入りたいと思います。

地域包括ケアシステムということからでございますが、これは、一昨日も敬老の日がございました。新聞紙上にも65歳以上、全国で3,296万人というふうに出ておりました。私なんかもうこの65歳以上にあと4年もすれば仲間入りをするわけでありましたが、総人口の、65歳以上が25.9%、過去最高の比率を示しております。4人に1人強という、こういう状況でございます。また、75歳以上が31万人増の1,590万人、総人口に占める割合が12.5%ということで8人に1人、こういう状況でございます。また、100歳以上の方々も、これも過去最高の5万8,820人ということでございます。別府市内にも69名の方々の100歳以上の方々が、お元気でいらっしゃるというふうなことも報道されておりましたけれども、まさに超高齢化社会に突入しているというふうな感がしております。

そういった中で、このケアシステムの構築が急がれるわけでありましたが、まさに「2025年問題」とよく言われます1947年から1949年のお生まれの方々が、大体600万人というふうに言われておりますが、この団塊の世代の方々が、いわゆる2025年、75歳を迎えたときに医療、介護、こういった部分の経費が膨大にかさんでくる。こういうふうなことを避けるためにも、今の段階から2025年、いわゆる2025年問題にどう立ち向かっていくのかというふうなことについても、国の段階でも指針が示されておりますし、この指針そのものは示されてはおりますが、現実的には、これは自治体がしっかりとくみ上げていかなければ、人口規模、例えば医療体制、介護の体制そのものも、各市町村別で全然違いますから、例えば別府市ならではのそういう包括ケアの体制をくみ上げていかなければならないというふうなことが課題になってくるわけでありまして。

私も、この介護の問題については、余り今まで質問もしてこなかったわけでありまして、この件についてだけはやっぱりしっかりやっておかなければ大変な形になるなというふうなことも非常に危惧しておりますし、別府独自のものをつくり上げなければならないというふうなことについても、今の段階で医療、介護とかいうふうな部分については、高齢者の包括ケアのいわゆる文言そのものについても、高齢者の方々の尊厳とか、自分の居場所の、自分で居場所を決められるとか、こういうふうな非常に高邁ないわゆる理想が書かれておりますが、現実的には今の段階で、例えば高齢者が、80代、90代の親がけがをする、病気になる、また、こけてけがをして骨折する、歩けなくなる。こうなったときに自分の意思で例えばこうしたい、自分はいわゆる地域で暮らしたいとかいうふうな意思を持って、これが本当に現実になっている方々というのは、10%にいかないというふうに言われています。それを判断するのも自分ではなくて、介護をするいわゆる家族、子どもというふうな方々が、親の施設の入所を決めているという、こういう実態があるのは御存じのとおりであります。

そういった中で、別府市もこのケアシステムの構築に向けて課長を先頭に今頑張っていると思いますが、まず、きょうは細かいことについてそれぞれやりとりをするというふうな思いはありませんが、継続的にこの問題については、質問に取り上げながら一緒になってつくり上げていきたいというふうに思っております。

そういった意味から、このケアシステムそのものについての先進事例というのも出てきております。代表的なのが、私は埼玉県の和光市であろうと思っております。和光市の資料もいただいて勉強もさせていただきました。非常に先進的な取り組みで学ぶ点が多いなというふうなことも感じておりますし、大分県内でもいわゆる高齢化率の高い豊後大野市とか杵築市とか、そういったところについては、盛んにこの取り組みについて積極的にやられております。特に杵築市については、職員を和光市に長期間派遣をして、それで特にケア会議を中心とする内容の勉強、いわゆる包括ケアそのもののエキスパートの養成といえますか、こういうふうな取り組みもなされております。

先般、私の同僚の議員の、杵築の議員について、「堀本ちゃん、和光市に行きなさい。私が口きいてやるぞ」と言われると、口きいてもらったら、来てもらっても困ると断られましたと言われた経緯もあるわけでありますが、非常にそこが、視察が立て込んでおるといふ、そういうふうなことであります。

それで最初に、いろいろとちょっとまだ最初お聞きしたい点が何点かございますが、1つは2025年問題というふうなことについて、別府市として具体的にどういうふうな形で進めていくのかというふうなことを、まず最初に副市長がお答えいただけるというので、副市長、お答えいただけますか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

2025年、いわゆる団塊の世代が後期高齢者、75歳を迎える年でございます。私も、堀本議員さんもその下でございますけれども、非常に関心のあることでございます。議員の中にもありましたけれども、国もいろんな形で2025年問題を見据えた人口減の社会構築に対していろんな施策を打ち出しております。その施策の大きな柱は、横の連携、各省を越える部分もありますし、局の連携、それからあとは地域地域に一定の裁量権を与えようというものでございます。先ほどもお話がありましたように、別府は別府型のもをを目指すというふうなことが求められております。好むと好まざるとにかかわらず人口減社会、2025年はやってまいります。そのための私たちも決意と心構えが必要です。

地域ケアシステムを提唱した地域ケア会議においても、これからは本人、家族の選択と心構えが必要だというふうに説いております。そういう中で、それを見据えた自治体職員としては、それを支える心構えと覚悟が必要であろうと思います。その中においては、地域を見詰めて、考えて、動いて、結ぶというふうなことが必要であるというふうに私は思っておりますし、職員にもそういうことを求めていきたいと思っております。

私のテーマの1つですが、健康づくりを各課各部を越えてやろうというふうに考えております。その施策の1つの柱が、地域ケアシステムの構築でございます。別府型の地域ケアシステムをつくってまいりたいというふうに考えております。

○18番（堀本博行君） これからなのでしょうけれども、それと具体的に別府独自のものをつくり上げていかなければならないのでありますが、現実的には国の段階でシステム構築のために重要な項目が、ちょっと具体的になります。1つが在宅医療と介護の連携の推進。これまで医療、介護、それから支援システム、それから住まいとか、5項目にわたる推進を、今まではぶつ切りで単独でやっていた事業を、ネットワークをつくって24時間体制で見守りとか、こういう体制をつくろうというようなことでありますが、1つは在宅医療、介護の連携の推進ですね。それともう1つは、今一番問題になっております認知症対策の推進。それから3つ目は、地域ケア会議の、さっきありました会議の推進充実。そ

れから4つ目が、生活支援サービスの充実。それぞれ今までこういうものがありました、この4項目の課題として上がっておることについての市の取り組み、これをまず簡単でよろしいのでお答えいただけますか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（湊 博秋君） お答えをいたします。

まず1点目の、在宅医療と介護の連携の推進につきましては、国のモデル事業といたしまして、平成23年度より別府市の医師会、訪問看護ステーションが推進をしてきました。医療と介護の顔の見える関係づくりから既に始めております。今後はこの路線を継続発展させて、連携に努めていきたいと思っております。

2点目の認知症施策としては、地域の中での見守り体制の構築をするため、認知症について正しい知識の普及啓発のため、認知症サポーターの養成に力を入れております。また、徘徊をする認知症高齢者の見守りの強化のために、現在コンビニエンスストア等と協定を結んでおります。今後につきましては、バス、タクシー、ガソリンスタンドなども協定を結び、徘徊の高齢者の早期発見、身元確認の迅速化に努めてまいりたいと思っております。

3点目の地域ケア会議の推進につきましては、平成24年度の1年間、事例検討会を月に1度開催するとともに、県が開催する研修会や先進地の地域ケア会議の視察などを経て、平成25年4月から本格的に会議を既に実施しております。

4点目につきましては、このケア会議を通じて高齢者が自立した生活を行う上で地域の課題が徐々に浮かび上がってきております。その課題を解決するために必要な生活支援サービスの創設や充実強化をする具体案について、現在検討をしておるところでございます。

別府市では、このような具体的な施策の取り組みを通じて、地域包括ケアのシステムの構築に努力してまいりたいと考えております。

○18番（堀本博行君） しっかりやっていただきたいと思っております。

それともう1つは、この体制そのものについて若干触れておきたいと思っておりますが、今まで高齢者福祉課の課長が先頭で頑張っていただきましたけれども、このこと自体そのものが高齢者福祉課の1つの課で推進できるようなものではないということは、もう明白であります。そういったことからいわゆる全庁体制の取り組み、これをどういうふうな形で進めていくのかということ、これは市長にお聞きをしたいと思っておりますが、この問題は、ある方から言わせれば、首長のやる気と力量、これが問われるというふうなことも言われております。そういった意味でこの全庁体制に対する取り組み、これを市長にお伺いしたい。

これが1つと、それともう1つは、先ほど申しました和光市、杵築市が和光市に対して長期派遣をして養成をしているというお話をさせていただきましたが、別府市もこのエキスパートの養成というふうな観点から、この和光市に派遣してはどうかというこの2点、市長はどのようなふうなお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（浜田 博君） 2点について、お答えをいたしたいと思っております。

まず1点目の全庁体制についてでございますが、在宅での生活を支えるといういわゆる医療と介護、この連携体制、さらには介護状態に陥らないように予防するための健康づくり、見守りをしてくれる人がそばにいる安心した住まい、そして公的な支援のはざまを埋める住民全体となった生活支援、それぞれが一体となって連携した環境をつくるために、健康づくり事業と同様に関係各課がしっかり協力をして取り組むように改めて指示をしたい、このように考えております。

それから、2点目の地域ケア会議を運営するに当たって、優秀な進行役の職員の育成が必要であるということについては、担当部長より十分説明を受けております。別府市では、このことに対応するため、平成24年度より高齢者福祉課に専門職を2名配置するとともに

に、和光市の例がありました。和光市への研修、また県が主催する和光市の東内部長さんを招いての研修会に積極的に参加しております。和光市や県より一定の評価もいただいている、このように報告も受けております。

御質問の和光市への職員派遣についてであります。職員の養成に効果的方法ではあると思っております。しかしながら、定員適正化計画も現在進行中でありまして、また、ただいま申し上げましたように、一定の評価をいただいているところでありますので、この方向はしっかり検討してまいりたい、このように思っております。

○18番（堀本博行君）では、最後に1点……、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この問題について欠かせないことについても自助、共助、公助、互助という、こういう助け合いといいますか、そういったものが大事になってくるわけでありまして、以前私が、高齢者による介護ボランティア制度の提唱をさせていただきました。これは、今回のケアシステムに非常に不可欠ではないかと思っておりますが、これに対する今、進捗状況といいますか、それがわかれば教えてください。

○高齢者福祉課長（中西康太君）お答えいたします。

一昨年の6月及び9月議会での提言を受けまして、県内での先進地であります中津市と豊後高田市を訪問し、さらなる調査研究を重ねてまいりました。その中で、この事業はこれからの地域包括ケアの推進には欠かせない有効な事業であるとの認識に至りまして、介護予防日常生活支援総合事業として平成27年度創設に向けまして、現在、社会福祉協議会とのその準備事務のための協議を進めているところでございます。

議員言われますとおり、高齢者自身の社会参加による健康増進や生きがいづくりの観点からも、今後重要な施策であると認識しておりますので、実現に向け問題点等を整理しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○18番（堀本博行君）来年度に向けてぜひ実現をして推進方をよろしくお願ひしたい、そのように思います。

それから、次の項目に行きます。

2番目の別大毎日マラソンについてということでございます。

これは別大マラソンが、私なんかも毎年毎年見させていただいておりますが、ここに来て市民マラソン化という、こういうふうな形で署名等々も今、もう終わったようでありますが、先般、高宮会長以下、市長のところにも御報告に上がったやに新聞紙上で伺っております。当初、私も実はちょっと個人的な関係があって若干のお手伝いをさせていただいたわけでありまして、この署名をする中で、大概の署名も、私らも余り署名はしないのですけれども、いわゆる賛否いろいろあるわけでありまして、今回の署名だけは、「それは堀本さん、これはもうやめたほうがいいぞ」と言う人は一人もいなかったですよ。私が大体500名ぐらいの自分の活動の中でちょくちょく署名をとらせていただいて、そういうものもあったのですが、地域でたまたま8月の中旬でしたので、うちの盆踊りのときに、盆踊り大会のときに自治会のほうにもこの署名用紙が来ておりましたので、あわせてトレニアというかテーブルに並べてやっておいたら、踊る前におばちゃん、おじちゃんに来て、「何かい」と言ったら、実はこうこう、こうで、市民マラソンがあって、スタートを別府にしてというようなことの話をする、と、「そうだな、もともと別大マラソンは別府スタートだったのだからね」と。こういうふうな形が、いつの間にか向こうに持っていかれたみたい、こういうふうなことの会話が弾んだというふうな経緯もあるわけでありまして、この市民マラソン化については、さまざまな効果といいますか、経済効果といいますか、聞くところによると去年、おとしぐらいから時間が3時間30分でしたか、延長になって、延長になっただけでも、あるホテルが急にお客さんが2月のこの時期に何でふえるのだろうと思ったら、別大マラソンでふえたという、こういうことを言っておった、野上本館と

いうホテルがあったわけでありますが、こういうふうな、1つはそういう30分延長するだけで、うみたまごでスタートするだけでそれだけの効果があるということであれば、別府スタートは、ましてや当初は1万人スタートというふうな形で、さまざまなクリアをしなければならぬ問題というのはあるとは思いますが、現実的にはこれをやれば相当な効果があるかと思っております。そういう点で、私も賛同してお手伝いをさせていただいたわけでありましてけれども、これまで別大マラソンの、参考までに発着、昭和27年、もう61年になります、この別大マラソンは、発着、出発、それからゴール、それから参加人数、この推移を簡単にまず説明をしていただきたいと思います。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

初めに、発着場所について御説明いたします。昭和27年の第1回大会から昭和58年の第32回大会まで別府発着、第33回大会から第58回大会までは大分市宮陸上競技場発着、別府国際観光港折り返しで開催されました。平成22年の第59回大会からは、現在のうみたまご発、別府亀川バイパス折り返し、大分陸上競技場着となっています。

次に、参加人数の推移を御説明いたします。第1回大会は37人でした。以降第59回大会、平成22年まではおおむね500人前後で推移しております。第60回記念大会から、従来の制限時間が2時間50分から3時間30分に緩和され、あわせて女性ランナーの参加が可能となり、2,000人前後となっています。ことし2月に実施しました第63回大会は、3,213人が参加されています。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。そういった中で、こういう発着の推移がずっと変化してきたわけでありまして、別府スタート、それからゴールは、こういう方々については大分駅前という、これもさまざまなクリアしなければならぬ問題があるとは思いますが、現実的に市を挙げてぜひ推進していただきたいというふうに思っておりますが、行政、市長、副市長の意向は、どういう意向でございましょうか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

私は、来年の2月1日に行われます第64回別大毎日マラソンの実行委員長ということになっております。（発言する者あり）ありがとうございます。これは隔年でございまして、大分市の次に別府市、別府市の次に大分市というふうになっておるので、自然とこういうふうになったわけでございます。

実行委員長としましては、当然来年のマラソンをしっかりと成功裏に終わらせることが大事でございます。そのためには実施団体10団体、九州陸上競技協会、それから大分県、大分市、別府市、それからRKB毎日や毎日新聞等々の10団体、10社と協力・協調していく必要がございます。平成25年2月に実行委員会では、別大毎日マラソンの方向性として、現在のエリートマラソンを続けるという方向性が、正直な話出ております。しかしながら、別府市の副市長としては、5万人を超える署名が集まったということは大変重たいものだというふうに考えております。その声を何らかの形で検討、俎上に上げてもらうということは、一番大切なことであり、副市長としてはその努力をしていきたい。特に別府スタートということについては、市民マラソン化、エリートマラソン化は別にして、できることではないかというふうに考えておりますので、そこら辺も含めて、市民マラソン化も含め俎上に上げてもらうということに努力を傾注していきたいと思っております。

○18番（堀本博行君） 今、副市長がおっしゃった5万人、市長のところを持って行って御報告をしたときに5万266名という、当時3万人とか2万人とか、私が頼まれたときは、「堀本さん、2万人ぐらいつくりたいのだから」というようなことを言っていましたので、ところが、こういう5万人を超える、大体別府市民が12万人としたときの4割の方々の後押しをしているという、この署名というのは、副市長がおっしゃったようにとても重い署名であります。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

また、直接市長のほうにも要請が来ておりますが、市長、この件について一言あればお願いします。

- 市長（浜田 博君） ありがとうございます。先日、高宮会長以下、5万人を超えるという、私も驚きました。3万人ぐらいかなと思っていたのですが、本当に5万人を超える市民の声ということ、これはしっかりと受けとめて組上に上げていただくということには、しっかり努力をしていきたい。

ちなみに私は、別府スタートということは、もう十数年前から、市長就任当時から関係団体に向けて、「前は別府スタートだったよ、何とか別府にスタートを戻してくれませんか」ということを言い続けてまいりました。そのことをしっかりと受けとめていただいた高宮会長が、今回こういった運動に取り組んでいただいた、こう思っていますので、しっかり私もこの問題を受けとめて頑張っていきたい、こう思っています。

- 18番（堀本博行君） 大変ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

では、次にまいります。土曜授業についてということでございます。

この土曜授業、それから次にやる英語教育、それともう1つ、以前から私が申し上げております学校の選択制度、この3つを一括して、先般東京の荒川区のほうに行っていました。荒川区は、自称教育環境日本一、自分たちでそういうふうなスローガンを立てて、その財政の面でいけば非常に、東京ですからお金もしっかり教育にも使っているなという、そういうふうな感じもします。

そういった中で土曜授業については、ことしも、去年平成25年から仮スタートといたしますか、全国でやるところが始まって、別府市も今年度からやるようになりましたけれども、これはそれぞれの保護者の立場、それから教師の立場、それぞれの立場でアンケート等々も見させていただきましたが、大方の意見として、保護者のほうは大体7割方、月に2回程度、学校で月2回ぐらいとか、月1、月2、これが7割、8割の保護者については賛成というふうなことでありますが、教師に対するアンケート調査で、私もちょっと意外に、驚いたというか意外に思ったのは、土曜授業に対する考え方について、「実施をしたほうがよいと思いませんか」というふうな質問に対して、これは400人近い教師の方々にアンケート調査をしたのですが、「実施をしたほうがよい」、「どちらかといえば実施をしたほうがよい」というふうなことが、「実施をしたほうがよい」というのが12人の3.5%で、「どちらかといえば実施をしたほうがよい」が44人の12.98%、合わせて16.6%という、これを少ないと見るか多く見るかというのは、それはそれぞれの感性なのでしょうけれども、私は多いなと思いました。大概の人は、これは反対ではないかなというふうに思っていたのですが、16.6%の方がやったほうが良いと。それはなぜかという理由もずっとありますが、授業時間が確保できるとか、こういったふうな角度でありました。

そういった意味でちょっと質問を何点かさせていただきたいと思いますが、今年度の土曜授業の――質問の2番目から行きますね――実施している学校では、ことしどのような授業が行われておりますか。お答えください。

- 学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

土曜授業につきましては、1月末現在で小学校9校、延べ11回、中学校5校、延べ9回実施されております。その多くは、PTA参観授業を設定しております。内容は、その参観授業に加え、中学校では高校説明会やたばこの害についての講演会、職場体験学習の発表の場、そのほか保護者向けに水難事故などに対する救急法講習会を開催した学校もあります。東山幼小中学校では、稲作体験学習も実施しております。

- 18番（堀本博行君） 先般も申し上げましたが、ある程度教育委員会のほうでよきに計らえというのではなくて、方向性をしっかりと定めてもらいたいというようなことを申し上げ

ました。それと同時に、来年度どういうふうな形で進めていくのかということと、将来的に、将来的にというか、そういうふうな方向性をしっかり見据えてやっていただきたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

土曜日には学校、家庭、地域が連携し、例えば地域からゲストティーチャーを招くなど役割分担をしながら、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動、防災訓練等の質の高い学習機会を提供したいと考えております。

平成28年度には、別府市立小中学校で全てにコミュニティ・スクールを導入することから、土曜日を活用し、地域や保護者の方々を巻き込んだ教育活動の機会とすることができるよう、まず学校を地域に開き、保護者、地域の方々が気軽に学校を訪れることができるよう環境を整えていきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） 今、課長がおっしゃったような方向でしっかり進めてください。

それと、まず月に何日やるのかという、そういう方向性も早急に、日数の確定といえますか、そういったふうなこともぜひ推進をしていただきたい、こういうふうに思います。

それから、英語教育については、ちょっと今回は飛ばさせていただきます。時間の関係で、また後日改めてやらせていただきたいと思います。

それから、ピロリ菌についてに行きたいと思います。

これは、もうこれでピロリ菌、2回目か3回目になりますが、このいわゆるピロリ菌、名前はかわいい名前ですけども、大層悪い菌でございますので、その点の周知方も含めて質問を上げさせていただきました。

先般、大阪の高槻市というところに行ってきました。ここが、市内の全中学2年生にピロリ菌の検査をやっています、全中学生に。ピロリ菌、これは尿検査キットというのを中学2年生に全員に配布して、それを回収して、結果を本人に通知をします。私立の中学生も同様であります。それから、そういうキットでピロリ菌の反応が出た生徒については、2次検査として膨らませる呼気検査、これを実施します。そこで再度感染が指摘をされれば、そういう子どもたちについては投薬による治療が開始をされるというふうなことであります。再びこの検査をして、除菌できなければ2次、3次という、除菌ができるまで治療する。こういうふうな制度をここの6月から立ち上げました。私もこういう話を聞きながら、すごいことをやっているなど。

これは中学2年生毎年ということになれば、今中学2年生以下の子どもたちに毎年この検査を実施するわけでありまして、それで、この高槻市については、3,200名の中学2年生がおります。この3,200名の中学生のうち、夏休みで治療とかいうふうなことができやすいように配布をいたしました。3,200名中、全員に配ったのでありますが、実質的には60%がキットを提出、60%の子どもたちが提出をしてきたというふうなことであります。3,200名の60%というと大体2,000名弱であります。こういう子どもたちの中で、うち5%程度の子どものためにピロリ菌の陽性反応が出ました。この5%程度というので100名程度です。3,200名のうちの2,000名弱が提出をして、100名程度の子どものためにピロリ菌の陽性反応が出たというふうなことであります。この100名の子どもたちについては、高槻市そのものが大阪医大との連携をやっておりまして、個人で予約をして除菌を開始するという、こういうふうなやり方があります。

これは、ピロリ菌そのものというのが、胃がん撲滅のための対策でありますので、先ほど、「ピロリ菌とはどんな菌か」とやじが飛びましたけれども、このピロリ菌、正式の名前はヘリコバクター・ピロリという、胃粘膜に住みついてしまうという、こういう菌であります。特に先般申し上げましたけれども、上下水道のいわゆる進捗率の悪い、だから我々の年代以上はほとんど井戸水を飲んだ子ども、子どもというか、井戸水を飲むとほとんど

が感染をするという。今の高校生、中学生の子どもたちが感染するのは、経口といって、口から口にという、特に親が子どもに口移しで物を食べさせたりとか、こういったものがほとんど感染をするという、こういうふうなことがよく言われております。

そういうふうなことで勉強させていただいたわけではありますが、現実的にWHO・世界保健機関というふうなところの、私もネットで調べてみました。その相手の高槻市の担当者とお話をする中で、「私も実は、うちもピロリ菌をやろうといろいろ提案しているのですよ。ところが、なかなか業者の壁が厚くて突き崩せないのですよ」なんて話をしながらやっておったところが、1つはこんなことも教えていただきました。「いやいや、堀本議員さん、WHOでも、これはピロリ菌が胃がんの大きな原因になっていることは、もう明確に書かれていますよ。肺がんがたばこ、胃がんはピロリ、これはもう明確です。そういうリスクを取り除くのは、これは行政の仕事ですよ。こういったものが将来いわゆる胃がん撲滅にもつながるし、医療費の削減にもつながるのです」というふうなことをしっかり言われまして、ああ、そうだなと納得をして帰ってきたわけであります。

そういうふうなことから、まず別府市のがんに対する死亡状況、これを簡潔に。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

がんは、昭和56年以降、日本の死亡原因の第1位であります。別府市におきますがんによる死亡率は、平成24年458人で、人口10万人に対しまして382.3人と、全国や大分県と比較して高い状況でございます。また、胃がんによります死亡率も、同様に別府市の死亡の状況は、県や国と比較いたしまして高いという状況で推移しております。

○18番（堀本博行君） いわゆるピロリ菌そのものが、胃がんの撲滅に、胃がんを減少させるということは、もう明白でありますし、がん撲滅のため、また先ほど申しました医療費の削減等々から考えて、市もぜひこのピロリ菌の導入、助成等々を考えるべきではないかと思っておりますが、この点もいかがでございましょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

現在実施しております健診は、国の指針に基づくX線バリウム検診で、がんによる死亡率減少を目的とし、がんの早期発見を目指しております。しかし、その受診率は全国的にも低く、また別府市では平成24年度5.4%と低い状況でございます。バリウムという検査方法が現状に即していないのではないかと考えております。

一方、ピロリ菌検査につきましては、ピロリ菌の感染の有無により、将来胃がんになる可能性が高い方を抽出するというリスク検査で、胃がんそのものを発見するものではございません。そこで、これらの検査の意味や胃がん検診受診の重要性などをあわせて理解していただくなど、まずは啓発から必要ではないかと思っております。

○18番（堀本博行君） 先ほど、胃がん検診の受診率の低さというのが言われました。これはもう全国的に、先ほど課長がおっしゃったバリウムですけれども、バリウム検査。今、この胃がん検診の中でバリウムをやっているのは、これは行政だけなのです。私ももうはるか昔に1回やったことがあります。白い粉、白い粉というか何というか、バリウムを飲んで、台に乗ってぐるぐる回されて、撮られて、お尻からびっと出てしまうというのだけれども、出てしまう人はいいいけれども、固まって、中には入院した人もいらっしゃるというぐらいに、そういうバリウム検査そのものがややこしいというふうなことが、受診率の低さにつながっているというのは、これはもう明らかです。

高槻市の現状を聞いたときに、高槻市の市内の病院なんかでも今はこのバリウム検査の機械が古くなっている。古くなっているのですが、現実的にいわゆる行政の健診でしか使わないこのバリウムの機械を買い換えようかどうかということに迷っていますと。それで受診率が高ければいいのだけれども低いという、こういう現状があつて、非常にバリウムそのものもいわばもう時代おくれですねというふうなことも言われておりました。

だから、これは国の段階のことをここでいろいろ言ってもしょうがないのでありますが、ぜひそういうふうなことについても一考していただきたいというふうに思っております。

それから、もう1つ。中学生のことをお話ししましたが、成人に対するピロリ菌検査も実施をしております。これが30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、この年代の方々の市民に対して血中ピロリ菌抗体検査を実施するというふうになっています。それから、団体は特定健診と同時に実施をし、個別には各医療機関で実施をする。一生に1回調べればわかることですから、これは、2回も3回もするようなことではないので、1回調べればわかるので、中学生以下の子どもたちに実施をするということと、大人の30歳から以降の5歳単位の方々というふうなことを実施。これも、なぜこれをやり出したかという、バリウムなのです。バリウム検査が余りにも受診率が低過ぎるというふうなことで、死亡率は高く受診率が低いという、こういうふうなものを解消するためにこれをやりましたというふうなことであります。

ぜひこの件についても一遍、課長、高槻市に勉強に行ってください。よろしく願いいたしたいと思っております。

この中学生を対象にしたピロリ菌の検査を導入し早期に発見、胃がんリスクを防ごうと取り組んでいるこのような取り組みについて、別府市も必要ではないかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

将来的な胃がん発症リスクを下げるという目的では、中学生など早期の取り組みは効果的であると思っております。また、先ほども申し上げましたとおり、現在の健診につきましては、課題もあります。今後検討する必要があると考えております。現行の胃がん検診にピロリ菌検査などの予防の観点を含め、どのような対象にどのように検査を進めることが効果的なのかという、最も有効な別府市における胃の検診のあり方について、専門的見地から医師会等の協力もいただきながら今後検討していきたいと思っております。

○18番（堀本博行君） 将来的には2人に1人ががんで亡くなるという、こういう時代ですから、市民の命を守るという観点から、ぜひ市長、こういう体制、確立をしたらどうかと思っておりますが、市長の御意見を。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

日本人の40歳以上、約6割がピロリ菌に感染している、このような報告もいただいております。実は私も数年前に幸か不幸かピロリ菌の陽性という、薬でおかげで治りました。そういう経験もしておりますが、今、課長が答弁したように、胃がんのいわゆる予防と、また早期発見、こういう点から今後どのように進めるのが死亡率を減少させて、また医療費の削減に結びつくか、このことをしっかり検討してまいりたい、こう思っています。

○18番（堀本博行君） では、次に行きます。次に、医療費の削減についてでございます。

これも実は先般、荒川に行ったときに、荒川に行く前に、よく出張に伺ったときに、行った後に、違う項目ですばらしいことをやっているなということがよくあるので、私は行く前に必ずほかの分野も、先進的な取り組みをしているところを調べて先方にお伺いをするようにしているのですが、その中で、この荒川も、先般も広島市の呉市のお話をさせていただきました。課長を先頭に行ってきたというお話をいただいて、すばらしいな、市長に行かせたらどうかと言って、早速行ってきましたというお話をいただいて、いよいよやる気になったなと思っておりますが、ジェネリック、それからレセプトの点検、それから糖尿病の重症化のいわゆる抑え込みといいますか、この3点についての提案もさせていただきましたけれども、先般、私が呉市に、今言った3点についての提案をさせていただきましたが、現在、その後、どういう取り組みになっておりますか。お答えください。

○保険年金課長（勝田憲治君） 呉市の取り組みにつきましては、去る8月に呉市に視察に

行っているいろいろな事情を伺ってまいりました。呉市の先進事例も含めてジェネリック医薬品の差額通知、それからレセプト点検、これについては当然当市としてもこれまで実施しております。ジェネリックにつきましては、年3回、差額が200円以上の方について差額の通知を出しております。また、人工透析につきましても、これも従来行っていますが、国のほうにつきましても、人工透析の糖尿病性腎症の重症化予防、これは重要な課題として考えておりますので、今年度から国が新たに策定した国保保健指導事業の一環として実施しております。これまでは市内の一部の医療機関等の協力のもとで実施しておりましたが、ことしからは医師会にお願いをいたしまして、全ての医療機関の協力のもとで実施している、以上状況でございます。

○18番（堀本博行君） しっかり取り組みのほうをお願いしたいと思います。

この荒川もこういう取り組みを始めたきっかけというのが、やっぱり呉市なのです。呉市の取り組みをいわゆる視察に行き行って勉強して、さっき言ったジェネリックに対する切りかえ、それから差額通知、それからいわゆるレセプトの点検、そういうふうな方々に対する訪問指導とか、そういったものについてのやり方、それからもう1つは糖尿病のいわゆる重症化の抑え込みという、こういったふうなこの3つの取り組みをしておりましたが、この呉市が、先般、細かいお話をさせていただきましたが、去年の12月でしたか、私がこの問題を質問させていただいたときに、それまで大体20人前後の、糖尿病の透析に移行するという方々が20人前後ずっといたのですけれども、去年はゼロで、ことしになって1人という、こういう結果が如実に出ているということが言われておりました。

ぜひこの糖尿病に対する、表現はいいかどうかわかりませんが、糖尿病に移行しないようにしっかりとフォローアップしていくというふうなことなのではございますけれども、特に糖尿病の方々について先般も読売新聞に出ていました。途中で治療というか、そういったものをやめてしまう、仕事が忙しくて。特に現役の方々については途中でやめてしまうという、こういうふうなことも出ておりました。ぜひそういうふうなことも勘案しながら、別府市でも同様の結果が出るように、結果が出るまでしっかりと推進をしていただきたい、このように思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、次にまいります。次は入湯税のことについて、若干お話をしたいと思います。

これは、なぜこの入湯税を今ごろ言うのか、今ごろというか、別府市にも3億円近い入湯税が毎年入ってくるわけでありますが、実質目的税とはいうものの、現実的にはそれぞれの項目の中に配分を稲尾政策推進課長のところでやっておりますが、お金に色がついておりませんので、具体的にどういう形でどういう効果があるのかということがわかっておりません。ある観光業界の方と話をする中で、観光業、さまざまなそういう分野の方々のいわゆる情報発信とか、さまざまなこういうふうなところでお金の入ってくるところが少ない。いわゆる補助金頼みといえば補助金頼みなのでありますが、積極的に攻めの観光に転じることができないという、毎年、別府市なんかもそうなのでしょう、お金が、入湯税をそれぞれ配分して、主は観光、消防等々に振り分けられておりますが、毎年毎年例えば4月の祭り、7月、8月の祭り、ファンタジア祭り、いろんな祭りがあって、それをやるだけの経費で終わってしまっているのではないという、こういうふうな気がしております。

そういった意味では、例えば、私なんかも勉強にほかの市に行ったときに、忙しいときに駅で買い物、お土産を1つでも買って、行ったという証明を、証明というわけではないけれども、買って帰るときに、ここはこれだなという、ある程度お土産品が、その土地柄に応じたお土産品があるわけでありましてけれども、別府駅で例えば、名前を出して大変申しわけない、副市長、副市長がウオーキングを駅でしておったときに、観光客の人から駅でぱっと聞かれて、「済みません、ちょっと今から帰るのだけれども、別府のお土産でこれがいいという、別府の特徴のあるお土産とは何ですか」と聞かれたときに、副市長なら

何と答えるかな。突然の質問で申しわけないけれども、答えられる……。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

私は、個人的には「別府くべり」が好きなのですが、別府ですと竹製品をぜひ推奨したいと思います。

○18番（堀本博行君） 名答弁だ。名答弁、どうかわかりませんよ。実際「白蓮」もたまたまあれで、たまたま交通事故みたいになって売れているみたいなことを言われておりました。いわゆるとり天せんべいとかよく宣伝でやっておりますが、そういった、例えばこのお土産1つとってみても、やっぱりこの開発といいますか、そういったものができるだけの財源というか、そういったものも商工課の中に、実は商工課の中の予算にあるのですよというふうに言われておりますが、現実的にはそういったものが今効果的に使われているかといえば、そういうふうなことでもないようでありますから、ぜひそういうふうな観点から、入湯税の話もさせていただきましたが、ぜひそういうふうな方向でいわゆる攻めの観光といいますか、こういったふうなことでやっていただきたいというふうに思います。

実は、さきおととい土曜日に、私の地域の敬老会がありました。実はうちの西野口地域というのはマンションが多くて、県外から帰ってくる人が多いのです。帰ってくる人が多くて、バスで会場に行き、終わって帰るときに、たまたま私の横に座った老夫婦が、「堀本さん、私は半年ぶりに帰ってきた」。もともと別府の人。別府の人なのですけれども、リタイアして帰ってきた。それで先般、市内を歩いて、楠銀天街を歩いておった。楠銀天街を歩いておったら、ある人から、「済みません、済みません」と、「何でしょうか」と言ったら、何て聞かれたかと言ったら、「済みません、楠銀天街はどこでしょうか」と聞かれたという。それで、「たしか、これ、楠銀天街のはずですが」と言ったら、「ちょっと待って」。本人も半年ぶりに帰ってきておるから、改めて店の人に聞いたら、「ええ」と言われて。要するにその方は、そのお客様は40年前に別府に来たというのです。40年前ですから、肩をすり合うぐらいのあの時代ですよ。その時代の面影を求めてきた。楠銀天街を歩きながら「楠銀天街はどこですか」と聞いておったという、こういう40年前と今の格差というのが、そういったふうなところにもあらわれておるわけでありますけれども、そういった意味で具体的に何か提示せよと言われれば、私もないわけでありますが、そういうふうな財源をもとに積極的な観光というふうに対する転換をぜひしていただきたいというふうなことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○11番（国実久夫君） まず最初に、地場を固める意味で南部地区振興を上げさせていただきました。

道路舗装整備について質問いたします。南部地区の特に朝見川から北側の生活道路の舗装改修計画について伺います。

旧南小学校の東側市道は、老朽化が激しく、舗装もはがれ、かまぼこ状態になっているので、高齢者も歩きづらい状態であります。県道別府挾間線が来年度完成と聞いております。その後のアクセス道路として、交通量もふえることが考えられます。どのような状態で改修が必要か、また工事の予定があるなら教えていただきたいと思います。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

議員御指摘のこの道路は、さきの第2回市民と議会との対話集会でも舗装の老朽化が指摘されている箇所です。幅員が約6メートルで、南町の主要な生活道路で、子どもたちの通学路にもなっております。

早速現地を確認しましたところ、朝見川から南町公民館手前の交差点まで約200メートルの区間が特に老朽化が激しく、舗装が剥がれている箇所もありました。路面もかまぼこ状に盛り上がり過ぎており、整備が必要と考えております。今年度は老朽化の著しい旧南小学校前につきまして、改修工事を行いたい、このように考えております。

- 11番（国実久夫君） そうですね、事故が起きる前にすぐ対応していただきたいと思えます。

次に、下水道整備についてお伺いします。

南部地区の下水道整備についてですが、ここ数年、流川通りの整備を行っていますが、流川に隣接する楠町というのがあります。この楠町地区の整備計画はどのようになっているか御答弁ください。

- 下水道課長（松屋益治郎君） お答えいたします。

楠町地区は、秋葉通りと主要町道、別府庄内線、通称流川通り、山手側は旧マルシヨクの駐車場に接する市道東蓮田的ヶ浜線、海側はゆめタウンに囲まれた10.31ヘクタールが整備面積の地区でございます。平成25年度末での整備済み面積は7.57ヘクタールであり、整備率は73.4%でございます。

今後、国道10号側の未整備箇所より、整備を随時実施する計画です。

- 11番（国実久夫君） 整備することはわかりましたが、年度と期間、どのように考えておりますか。御答弁ください。

- 建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

楠町地区の公共下水道整備、これは中心市街地の中で早急に面整備が必要であると考えております。昨年度より工事に着手し、今年度以降も引き続き整備をいたします。国道10号から、先ほど名称の出ました楠銀天街までの整備をおおむね3カ年で完了し、その後、山手側、秋葉神社角までの面整備を平成31年度までに完成し、楠町の整備率100%を目指しております。

- 11番（国実久夫君） ありがとうございます。100%目指して早急に取りかかっていたいただきたいと思えます。

次に、廃屋対策です。

「空き家」、「空き地」と上げなくて「廃屋」といたしました。もう何度も何度もお願いしております。先般、ワークショップがありまして、この廃屋、永石通りの永石温泉下階でございます。この廃屋を何とかしてほしいという意見が多数上がりまして、どうしても「地元議員は何をしているのですか」という叱責を受けるのです。私としても、何とかやってほしいですけれども、法律の壁、立法化されない、条例化されない壁、訴えるのですけれども、議員は少し優し過ぎるのではないかという意見で終わってしまいます。何とかやらなければなりません。これは全国的な問題でもあります。廃屋となった危険家屋は、住民生活を脅かす状況、永石通り木造家屋は危機的状況になっている。これまで多くの議員も、目して訴えてきました。また市民と議会との対話集会を設け、議会でも現地視察をしました。

市報の9月号でこの老朽家屋の情報提供を市民に告知してやりたいという、前に進んでいる記事が載りまして、本当に動いてくれているのだな。それにしてもちょっと遅いなという感じを受けました。

そこで、市としてはその後の対策、市民に訴えていく、情報提供をお願いしていく。でも、もうかなり年数がたって亡くなられる方が多いのではないかなと思っております。市としてどのように今後進めていくのか、御答弁ください。

- 次長兼建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

先般、対話集会それからワークショップ等、御議論いただきました。それから現地視察もいただきまして、大変皆さんに御心配をかけていること、承知しております。現地は永石通りに面しておりまして、歩行者、車両等の交通量も大変多いところであります。

現在、建築指導課におきましては、建物所有者と土地所有者が分かれておりまして、建物所有者は法人名のみ、土地所有者は個人名ということで、それぞれその存在を特定する

ために一生懸命頑張っているわけですが、通常考えられる、行政的に考えられる全ての手段を使いまして、建物所有者の法人について、その所在を調査しているところでもあります。それから土地につきましては、民法上の範囲におきまして特定できるように事務を進めております。

先ほど御発言がありました、市報9月号に載せていただきまして情報提供を呼びかけております。また、同様の内容を現地のほうに看板を設置しまして、皆様に広く情報提供を求めているところでもあります。これからも作業をより太く、より加速させ、事務を迅速にするように進めてまいります。

○11番（国実久夫君） それは、危険を排除するというで解釈していいのですか。御答弁ください。

○建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

仮称永石アパートの所有者特定については、市報掲載後、貴重な情報提供をいただいております。これら数々の貴重な情報をもとに、一日も早く所有者の所在地等を特定し、取り壊しについて協議をして、近隣住民が安全・安心して生活できるように進めてまいりたいと思います。

○11番（国実久夫君） そうですね、何とか条例もつくって、早く安全なまちにしてほしいと思います。

それでは、次に行きます。

これも何度も何度も言っているのですけれども、都市計画道路、南部地区の都市計画道路について、ことしはどのように検討しているのか、その進捗状況ですね。その都市計画道路は、挟間線から駅前を通る旧国道、その道路なのですけれども、都市政策課としては、その後の進捗状況を御答弁ください。

○都市政策課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

南部地区の都市計画道路につきましては、東蓮田秋葉線及び浜脇山田線、山田関の江線の一部が未整備でありまして、現在県で整備しています県道別府挟間線から整備済みの秋葉通り線までのアクセス道路及び現在検討中の旧南小学校跡地の活用も考慮し、今後どのような形で整備していくのが望ましいかについて検討を進めています。

現在、道路整備計画策定業務を委託し、去る7月16日に南部地区の4カ所で交通量調査を行いまして、交通量推計等を行っている段階であります。

今後につきましては、交通量推計の結果や課題等を整理しまして、県とも協議していく必要がありますので、都市計画道路の変更案を含めた整備計画や協議資料を作成し、引き続き県との協議等を行っていく予定であります。

○11番（国実久夫君） そこが大事だと思います。変更というのは、相当なエネルギーが要ると思うのです。しかし、これを早く決めないと、旧南小学校の活用に結びつかないのですよね。道路がどっち側につくのかで、民活で受けようとする企業サイドとしても不安材料であります。そういうことを考えて早く道路を先に決めないと、私は前に進まないと思っております。どうか頑張ってくださいと思います。

2番目にありました中学校の統合、これも南、南部地区にとっては重要なことだと思います。

そこで、現在、学校統合が進められているが、西、青山小学校の進捗状況について、まずお伺いしたいと思います。御答弁ください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） 西、青山小学校の統合の進捗状況について、お答えします。

この小学校の統合につきましては、これまで地区の関係の方、それから保護者の皆さん等々、多くの方々の御意見をいただく中でその方向性も定まりまして、今回の議会で議決をいただければ、10月より新しい東教室棟ほかの新築工事が開始され、予定どおり進み

ますと、平成 28 年 4 月に開校となる予定でございます。

- 11 番（国実久夫君） そうですよ。それで、新聞報道によりますと、小学校の跡は浜脇中学校、山の手中学校の統合が予定されているとのこと。検討委員会の答申がありまして、教育委員会も決定したそうですが、最終的には議会の議決が必要なのですけれども、この発表された統合は、言い回しは悪いかもしれませんが、絶対的なものなのではないでしょうか。お尋ねします。

- 教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

平成 20 年の 6 月議会におきまして、中学校も含め市内全域を見据えた、よりよい学校適正化を模索するために、さらなる検討を重ねるよう附帯決議をいただきました。そのことを受けまして、別府市学校適正化検討委員会に諮問し、全市的な立場から小学校、中学校の学校統合のあり方について多くの方々により、また多くの時間をかけて検討をいただきました。

教育委員会といたしましては、この検討委員会の答申を尊重し、また改めて協議を重ね、平成 24 年 3 月定例教育委員会におきまして、浜脇中学校、山の手中学校の統合について議決をいただいたところでございます。

- 11 番（国実久夫君） この検討委員会、教育に熱心な方、教育者、PTA 関係、大学教授等有識者なのではしょうけれども、私、誰が入っているかも知りません。また知る必要もないのですけれども、その中に商業を営む、経済を動かすグローバルな物の考えの方、やっぱり商業の人にとっては、地域のことですから熱意があると思うのですよね。そういう方々が入られている結論なのか、多少疑問に思っております。

そこで、検討する際に、学校がなくなれば、やっぱり地域の経済状況も恐らく下がる、悪くなるでしょう。卵が先か鶏が先か、いつも私はわからないと言っているのですけれども、人が少なくなった、統合しよう。人が少なくなるということは、言葉は悪いのですけれども、過疎なのです。その過疎に拍車をかけるようなことにならないか、私は疑問に思うのです。やはり中学校があり、小学校があり、声が聞こえ、生徒もわあわあ言うってくれる。それで地域は活力もある、意味もあると思うのです。そういう検討がなされたのかどうか、御答弁ください。

- 教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

まず、別府市学校適正化検討委員会では、子どもたちにとってよりよい教育環境のあり方について検討がなされました。また教育委員会におきましても、子どもたちの健全育成や子どもにとって望ましい学校の適正規模等、そういう視点からについて検討を進めたというところでございます。

- 11 番（国実久夫君） 私は、2 期のときに常任委員会が総務で、別商の統廃合についての検討委員だったのです。そのことは、ちょっと今、私もこの過疎の話と矛盾するかもしれませんが、別府市が市立の商業高校を持つのは、財政的にも大変だ。それで調べてみますと、全国で、九州を調べたのですけれども、わずか 3 市しかないぐらい。それなら県が俎上に上げてくれてやってくれるのなら、私は賛成意見として賛成側に立ちました。思惑もありまして、別府商業跡地が市に返還されれば、また別府市が何かとよりよい活用ができる、そういう思惑があって、高校については賛成したのですけれども、中学校、小学校がなくなるというのは、私は、小学校は野口小学校なのではしょうけれども、なくなりまして、中学校は青山中学ですから、なくなるようなことはないのですけれども、孫たちは全部浜脇中学、統合されてなくなるということは寂しいだろうと思います。しかし、私はどうしても、何度も民で歩いてきたものですから、経済、財政、考えるほうです。それで、過疎のため、過疎に拍車をかけるようなことは断じて許しがたいと思っております。今後、議会がどういう結論を出すか、まだわかりません。先のことです。でも、長期計画ですか

ら、何でも計画がどんどん進められれば、もう間に合いません。現時点で私は、浜脇中学校、山の手中学校の統合を反対してまいりたいと思います。

それでは、これで終わります。

次に、スポーツ観光です。

別府は、観光都市であります。市としてもスポーツ観光を標榜しております。そこで、日本スポーツマスターズ大会の誘致をしたらどうかなということでありまして、まず概要を教えてください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

2001年、宮崎県で第1回大会が開催され、今年度は埼玉県で第14回目が実施されます。スポーツ愛好者の中で競技性が高い、原則35歳以上の選手を対象としたスポーツの祭典です。国民体育大会が、ジュニアを含む国内アスリートの大会であることから、「シニア版国体」とも呼ばれています。参加者が順位を競いつつも、スポーツへの親しみを持ってもらい、スポーツを生涯学習として捉え、生きがいのある社会の形成と健全なる心身の維持と向上に努めることを目指しています。

○11番（国実久夫君） それでは開催種目ですね。何がありますか、教えてください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

現在は水泳、サッカー、テニス、バレーボール、バスケットボール、自転車競技、ソフトテニス、軟式野球、ソフトボール、バドミントン、空手道、ボウリング、ゴルフの計13競技です。

○11番（国実久夫君） そこで、今後、市として誘致する意向はありますか。御答弁ください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

この大会は、企業協賛金及び大会参加料等により運営されています。主催は、公益財団法人日本体育協会及び開催する各都道府県とそれぞれの自治体の体育協会ですので、関係団体との協議を経た後、誘致をするかどうかの方向性を検討していきたいと考えております。

○11番（国実久夫君） ありがとうございます。ぜひ、こういうことが別府に来れば観光が潤うと思います。

次に、陸上競技場の整備について。

先般、日曜日に県民体育大会がありまして、陸上競技協会の会長として日田の陸上競技場に伺いました。あそこは公認競技場で、すごいなと感動しました。途中、三木スポーツ健康課参事外3名、応援に来ていただきまして、ありがとうございます。また、反省会には市長も来ていただきまして、挨拶していただきまして、本当にありがとうございました。

ことは反省会当日なのですけれども、三十数名集まりまして、事務局の方に、ことは反省会、多く来たねと言われますと、やはり市長が来てくれる、ぜひみんな来てほしいというメールを送りましたとのことで。市長のやっぱり出席・欠席、出席されるということは、すごいことだなと感想を持ちました。

話が余談になりましたけれども、これも何度も何度も議場に上げております。野口原陸上競技場の整備について、その後どのように教育委員会としては進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

昨年度、野口原陸上競技場を第三種公認陸上競技場にしてほしいという署名があり、教育委員会といたしましても重く受けとめています。

野口原陸上競技場は、市民の大切な競技場で、スポーツ観光のために重要な施設の1つでもあります。その野口原陸上競技場を今後使用し続けていくために最初にしなければい

けないことは、摩耗劣化している部分の改修だと考えています。その部分について、できるだけ早く整備するように検討しているところでございます。

○11番（国実久夫君） 5月の春季大会のときに、開会式に寺岡教育長も出席していただきまして、御挨拶していただきました。ちょうどその大会において、生徒が転んでけがもされました。教育委員会としては、今後この陸上競技場、どのような方針かお聞かせください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

野口原陸上競技場は、現状で投てきや跳躍をする競技の部分、インフィールドスペースの部分も十分な整備ができておりませんし、特にトラックの部分の摩耗劣化が顕著でございます。野口原陸上競技場は、平成15年に全天候型に改修し、既に11年が経過しております。この間、舗装材の開発が進み舗装の方法も多様化し、幅広い選択肢がございます。耐久年数や維持管理費などの面から、現在部分的な改修で対応するか、あるいは全面改修するほうが適切か等検討を進めております。

○11番（国実久夫君） 先ほど、議員ソフトで頑張りました、3回戦まで行ったという報告がありました。陸上競技としましても、県体で十何年ぶりに男子3位、女子2位、総合で大分に次いで2位になりました。あとわずかで大分に追いつくようであります。何とか陸上競技場整備を充実して、来年は県民体育大会で大分をやっつける夢を実現したいと思います。

教育長、ひとつこの整備、早急をお願いしたいと思いますので、意見がありましたら、一言お願いします。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

先ほど課長が答弁しましたが、陸上競技場の整備につきましては、これまでも関係団体の皆様から署名等を添えまして、要望していただいているところでございます。教育委員会としましても、今後どのような整備が可能なのか、市長部局とも協議をさせていただき、検討していきたいと考えているところでございます。

○11番（国実久夫君） 教育委員会も結局、第三種の公認申請が出されて、劣化が激しい。どちらを先にしたいか悩んでいると思うのです。費用対効果がありますから、無駄な費用はかけられない。第三種をとるには相当な費用が要る。苦渋の選択ですけれども、やはりけがが一番されてはいけない。ですから、早急に劣化を防ぐ整備をやっていただきたい、このようにお願いして、次に移ります。

実相寺多目的グラウンド、まずこれの利用状況を教えてください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

平成25年度の実相寺多目的グラウンドの利用団体は、グラウンドゴルフとサッカーが大部分を占めています。参加人数100人を超える大会は、市レベルで24回、延べ人数は4,850人、県レベルで5回、延べ人数は1,010人、九州大会は2回で、延べ人数は320人、西日本大会は3回で、延べ人数は1,410人です。合計の大会件数は34件、延べ人数は7,590人です。

○11番（国実久夫君） それなりに活用していると思います。私は、グラウンドゴルフ協会の顧問として、グラウンドゴルフ大会に参加させていただいております。そのときに北側に目をやりますと、スタンドがあります。しかし、屋根がないものですから、大会をもう何十回もやっているのですけれども、北側に座るようなことは皆無です。また、私は、あのままでは全く利用価値がない、そういうものをつくっていると思います。今後、屋根を設置する予定はありませんか。御答弁ください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

北側スタンドは、全面南に面していて、どの角度からも日差しが当たるため、利用状況は少なく、その場所を回避するために南側樹木下に腰かけを持参したり、東西にテントを

張るなどして各団体ごとに対応しているのが現状でございます。雨が降ったときには屋根があると大変便利だというのはわかっていますが、ほかにも早急な改修措置を要する老朽化したスポーツ施設が、実は数多くあります。優先順位をつけながら関係各課と検討をしてみたいと考えております。

○11番（国実久夫君） はい、わかりました。

それでは、スポーツ観光の最後のパークゴルフ場について。

パークゴルフ場の整備については、諸議案の議案説明、議案質疑の中でも取り上げられておりましたので、私は、明豊高校側の硬式が飛んでくるということについて、少し議論したいと思います。

パークゴルフ場については、来年3月にオープンするとのことであります。この実相寺に整備されておりますパークゴルフ場の南側、明豊高校ですね、別府大学も野球場に使っております。そこから、試合の途中にパークゴルフ場の駐車場の中にボールが飛んでくる状況があるとお聞きしています。このことについて状況、安全確保などについてどのようなになっているか、お聞かせください。

○公園緑地課長（植山一生君） お答えいたします。

議員御指摘の南側の明豊高校野球場からのボールの飛来についてですが、練習時には飛来してきませんが、年間十数回行われる試合のときにパークゴルフ場の駐車場の一部にボールが飛来することがあると認識しております。このことについては、現在も誠実に協議を行っておりますが、解決に至っておりません。これからも精力的に協議を進めていきますが、オープンまでに方策案が整わない場合は暫定の措置を行い、オープンに支障のないように努めるとともに、抜本的な解決協議も引き続き進めていきたいと考えております。

○11番（国実久夫君） はい、わかりました。協議中ということです。いずれにしても安全対策については、しっかりやっていただきたいと思います。そして、やはりスポーツ観光、このパークゴルフ場をスポーツ観光の推進、それから当然市民の方々の健康増進、こういったものにつなげていっていただきたい、有効に活用していただきたいと思います。

市長も議案説明の冒頭で述べました、オープンに向け万全の準備を進めていくと御答弁しました。ぜひとも頑張ってください。

そして、最初に言いましたマスターズスポーツ大会など、これはパークゴルフは開催がありませんけれども、いろんなスポーツ、各種大会の誘致に向け各スポーツ施設の改善、整備についてもしっかり検討、計画して別府スポーツ観光、これをしっかり進めていただきたい、これをお願い、期待して、スポーツ観光に関する質問を終わります。

最後になりました。災害対策についてお尋ねします。

先月、広島で豪雨災害がありまして、七十数名の方が亡くなられました。災害は、やはり怖いものだなと痛感したところであります。

そこで、別府市の朝見浄水場の上、山ですよ。その山崩れがありました。台風8号と11号で起こった災害について、1時間に100ミリを越すような猛烈な雨が来た場合に、あの別府市の朝見浄水場の南側の土砂災害、大丈夫かなと危険に思いましたものですから、市の対応を聞きたいと思ひまして上げました。御答弁ください。

○道路河川課長（山内佳久君） お答えいたします。

朝見浄水場南側の市道浜脇観海寺線で発生しました災害は、台風8号による落石と台風11号による土砂崩壊の2カ所です。落石につきましては、今後石が落ちないように防護ネットを施した対策を、また土砂崩壊箇所についてはモルタル吹きつけを行う予定です。現在、市で応急対策を行っており、測量などの詳細調査を終えております。今月、施行業者が決まる予定で、年内には工事が完了する見込みとなっております。

また、朝見浄水場から乙原方面の滝見橋までを道路防災点検により、のり面の勾配や土

質などの調査を行っているところで、今後この結果を踏まえ、国の防災交付金等を活用し、年次計画で対策工事を進めていきたい、そのように考えております。

- 11番（国実久夫君） あそこは何度も通じだめになっているのですよ。ですから、言葉は悪いかもしれませんが、小手先の対策ではだめだと思うのです。やはり抜本的に二度とあの山が崩れない、石が落ちない対策をとっていただきたい、そのようにお願いして、私の質問を終わります。

- 12番（猿渡久子君） まず、通告の順に沿って質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、猿の農業などへの被害対策についてということで上げております。

これは、切実な声が寄せられました。まず、市内の猿による農業被害はどのような状況かお答えください。

- 農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

別府市の浜脇地区、西地区及び南立石地区の方々から、農作物、果樹などについて1年を通じ被害の報告を受けております。被害額としましては、平成25年度で約500万円となっております。

- 12番（猿渡久子君） これは、農業で出荷をしていない地域ですね。家庭菜園的にやっている地域でも猿の被害があって、お話を聞かせていただきに行きましたけれども、人的な被害を心配する声もあります。大きい猿に威嚇されると本当に怖いとか、群れで来る、30匹、40匹、50匹、ひどいときには100匹近い群れで来るのがあって、本当に怖いのだと。バイクの後を追いかけられたとかいうふうな話も聞きました。こういう被害に対する対策、特に農作物への被害に対する対策ということになると思うのですが、過去にも若干の鳥獣被害に対する対策、答弁があつてはいますが、特に猿に対してどういうことをやっているのかということと、今取り組んでいることを今後さらに強化していただきたいと思うのですが、その点はどうでしょうか。

- 農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

猿の被害防止対策として、1、餌場をなくす、2、追い払う、3、個体数の減少を図るなどの対策を行っております。

具体的には、1の餌場をなくす。その対策として、ビワ、グミ等の猿の餌になる果樹を無償で伐採しております。また、農作物を盗られないため、畑などに入られないよう猿防護ネットを設置した方に対しては助成を行っております。

2の追い払う。その対策として、JAに委託して平日の日中のパトロールを行い、追い払いを行っております。

3の個体数の減少を図る。その対策として、高崎山に委託して、市内各所に箱わなを設置し捕獲に努めております。平成25年度には105匹を捕獲しております。

今後につきましても、地元と協議をしながら、可能な対応をしてみたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） 本当に直接お話を聞きますと大変な状況で、ネットへの補助があるのだけれども、やはり高齢化している地域でそれを設置するのが大変だとか、町なかには猿が出たら大騒ぎをして捕獲するのではないかと、だけれども、うちの地域ではなかなかそうはしてくれないのかとかいうような声もいただいておりますので、ぜひ地元とよく協議しながらこういう対策を強化していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

健康づくりを進める施策についてということで上げています。

私たち日本共産党市議団は、今、市民アンケートを行っているということは先日も申し上げましたが、750を超える回答をいただきまして、先日も言ったように、暮らしが苦しくなったという方が50%程度、変わらないという方が39.6%程度いらっしゃるのです。

その苦しくなったという方に、その原因は何ですかということをお聞きしたら、1番が、介護・医療費の負担がふえたこと、2番が、国保税などの負担なのです。やはり介護や医療や国保税の負担が非常に重いということが、このアンケート結果からも言えると思うのです。断トツにこの介護、医療、国保税の負担の重さを訴えていらっしゃるのです。

福祉、医療について、特に望むものはということについても、1番が国保税の引き下げ、2番が介護保険料・利用料の軽減、3番が医療費の負担軽減、4番がワンコインバスということなのです。ですから、やはりこういう声に応えるためにも、健康づくりを進める、介護予防を進めるということは、非常に大事なことになってくると思っています。

私たち、平野議員と2人で8月19日に長野県に勉強に行っていました。1人当たり医療費が、長野県は46万4,000円、大分県は59万円ということで、12万6,000円余りの差があるわけです。この差は一体何なのだろう、ここにぜひ学びたいということで行ったわけです。

長野県は、男女ともに平均寿命日本一になりまして、最近テレビでも取り上げられていたりしますけれども、日本は世界的にもこういう平均寿命が長いので、世界的にいても長野県はトップレベルではないかというお話です。しかも、健康寿命も日本一ということなのです。高齢者の医療費は、低いほうから4番目。

このことについて、まず上田市に行きまして、いろいろと勉強させていただきましたけれども、この地域は、40年、50年前から健康推進委員という市民の方が、保健師さんと一緒になって地域の健康づくりに頑張ってきた歴史があります。全国に先駆けてこういう制度を導入し、上田市内に今660人の健康推進委員さんが活動をされているそうです。2年交代で健康推進委員さんになりますので、その方が地域と一緒に啓発に努力したりするわけですが、少なくとも委員さんになった御本人やその家族の健康については気をつけるという意識は高まるわけですね。そういう方が2年ごとに交代していくので、メンバー、OBがどんどんふえていって裾野が広がっていく、健康に対する意識の高い人たちの裾野が広がっていくということが非常に大きいということをお学びました。

食生活改善推進委員、「食改さん」と言われたりしますけれども、健康補導員という名前だったり、名前は違うけれども、こういう地域の健康づくりのリーダーさんが、長野県中にいるわけです。もともとは昭和20年に今の須坂市で始まったそうで、これは自主的に始まったものだそうです。本当に忙しく頑張っている保健師さんたちを見て、私たちも手伝うよということで、地域の女性たちが一緒に活動を始めたことがきっかけで、それを県下に広げていったということだそうなのです。

現在、長野県では76の市町村で1万1,000人以上のこういう委員さんたち、リーダーさんたちが活動をされている。50世帯から70世帯に1人の割合だということなのです。食生活改善推進員さん、これも現在4,700人以上が活動をしているそうです。今でこそ男女ともに平均寿命日本一、健康寿命日本一になっているのですけれども、長野県は、かつてはそうではなかったのです。昭和40年のころには、男性は平均寿命が9位で、女性は26位だった。昭和30年代、40年代はこういう状況で、戦後の長野県は脳卒中が非常に大きな問題だった。そこに減塩運動を、食改さんたちが一生懸命進めていったわけです。

長野県の担当の方にも、お話を聞きました。その方が言われた言葉が非常に印象に残っていますが、何か1つだけを短期間やればいいというものではありません。幾つかの要素を組み合わせ一貫して取り組むということが大事だなということを感じました。やはり戦後一貫してこういう取り組みを進めてきている、市長がかわろうが、県知事がかわろうが、粘り強くやってきているということなのです。

健康長寿の要因として、長野県は、高齢者の就業率が高く、仕事に限らず公民館活動、農業など、生きがいを持って生活をしているということが1つ目。2つ目に、野菜の摂取

量が多い。これは全国1位。3つ目に健康ボランティア、さっき言った推進委員さんたちによる自主的な健康づくりへの取り組みが活発だという点。4つ目に、専門職、保健師さんたちを初めとする専門職の地域の保健医療活動が活発だということなのです。やはりこういう健康づくりのリーダーを育てていく、そして地域の中で一緒に進めていく、健康づくりを進めていくということが非常に大事だということを学ばせていただいたのですけれども、このような取り組みについてどのように考えるか、まず御答弁ください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

さまざまな研究報告によりますと、住民相互のつながりが強いと感じている市町村では、平均寿命が長く、がんなどの悪性新生物の死亡状況が、全国平均より低いなどの結果が出ており、地域の方の自助・共助の推進が健康づくりの推進につながるという結果が出ております。

健康づくり推進課においても、このような取り組みの有効性、重要性を感じており、昨年度から健康づくりリーダーの育成などモデル事業に取り組んでいるところでございます。

○12番（猿渡久子君） そのモデル事業の具体的な中身について御説明ください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

平成25年度、亀川をモデル地区といたしまして、自治会の協力のもと、各自治会から2から4名選出をしていただき、地域の健康づくりリーダー、健康づくり広め隊を育成いたしました。健康づくり広め隊員は、地域の健康づくりを進めようという高い意識を持ち、地域にある組織や団体などの協力を得て、町内ごとに健康教室や歩こう会、運動などの集まりの場を設定するなど取り組みを現在行っております。

○12番（猿渡久子君） 健康づくり推進課が、地域ごとにいろいろと健康のデータを集めていっしょやって、非常によく地域の特性なんかを踏まえながら努力していっしょやるなどいこうのを感じています。

私たち、平野議員も一緒に宇佐のほうにも勉強に行かせていただきました。宇佐もやはりこういう取り組みに学んで健康推進委員さんを、市内に461人現在いるそうですけれども、やはり2年交代で取り組んでいる。安心院で始まったものを、旧宇佐市内のほうにも今広げていっているということです。認知症予防教室も一緒に参加させていただいたりしましたけれども、社協の方が非常に熱心に取り組んでいまして、地域の方が主体的にやれるようにサポートしているのです。そういう活動に非常に感心をしました。

今言われたモデル事業を今後どういうふうにもほかの地域にも広げていくかというのが大事になってくると思うのですが、それは一気にはいかないとは思いますが、だんだんに広げていくことが大事だと思いますが、その点をどのように考えていますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

亀川モデル地区では、健康づくり広め隊により町内単位の健康づくりの取り組みとともに、亀川地区のウォーキング大会なども予定しております。このような取り組みが、亀川地区以外の16地区でも同様に行えるよう、今後少しずつですけれども、健康づくりリーダーの育成をし、市内全地区に健康づくり広め隊を設置していきたいと考えております。そのために、現在医師会を通しまして、地域の皆様と一緒に健康づくりについて考えていくための情報提供や亀川地区の健康づくり広め隊の活動報告等に取り組んでいるところでございます。

○12番（猿渡久子君） こういう活動を進めていくときに、やはり保健師さんの配置というのが大事だと思うのです。保健師さんが地域の中に入っていった一緒に活動しながら自主的な活動ができるようにサポートしていくということが大事だと思うのですけれども、その現在の保健師の配置はどうなっているのか。今、別府市は少ないと思うのですけれども、

その保健師の配置の状況について御答弁ください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

別府市の保健師は、現在 23 名でございます。配置につきましては、健康づくり推進課に 19 名、あと、高齢者福祉課、児童家庭課、保険年金課、職員課にそれぞれ 1 名ずつとなっております。

○12 番（猿渡久子君） 今、健康づくり推進課に 19 名なのですけれども、それは課長さんも含めて 19 名ですよ。ですから、実際に保健師として活動できるのは 18 名ということなのです。さっきの長野県は、保健師の数が、人口 10 万人当たりで 69.5 人というのです。全国平均でも人口 10 万人当たりで 37.1 人というのです。別府市は、12 万の人口で、ほかの課の人たちも合わせて 23 人ということですよ。ですから、ぜひ、今県から健診などの仕事が権限移譲で市にどんどんおりてきていますよね。保健師さんの仕事は、前よりもふえてきているわけです。ですから、やはり保健師をふやすということもとても大事だと思いますので、この点強く要望をしておきたいと思います。

さっき、モデル事業の話がありましたけれども、やはり取り組みを進める中でかなりやる気になってきているといいますか、積極的になっていただいているというふうなこともお聞きしていますけれども、地域との連携をどのように進めていくのか御答弁ください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康づくり推進課では、市内の小学校校区ごとに一、二名の保健師が地域を担当し、育児相談や健診のフォロー、地域からの健康に関する相談等を担当しております。また、自治会や老人クラブなど、地域の組織や団体と連携して健康増進事業の啓発に取り組んでおりますので、今後も効果的な保健事業を実施し、担当地区の健康的な生活向上のために責任を持った本来の保健師の地域活動が行えるよう、地域の健康情報の収集や健康課題の明確化などに取り組んでいきたいと考えております。

○12 番（猿渡久子君） さっき長野県の、こういう健康づくりのリーダーが生まれたというところでも、地域の中に入って保健師さんが熱心に活動している姿に胸を打たれて、自分たちも一緒にやるよ、というふうになっていったということですので、やはり地域の中でのそういう保健師さんたちの活動の姿が見えて、身近になるということが、地域の活動にとっても後押しになると思うのです。

その保健師の数については、大分県の平均で考えたときに、もう大分県の平均並みにするためにも、別府市の保健師の数としては 35 人必要だということですので、市長、ぜひこれは増員を重ねて求めておきます。

今後、今言われたような地域の中での活動をどのように進めていくのか、さらに進めていくためにどのようにしていくのか御答弁ください。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康づくりを別府市全体で進めるには、市民の皆様が健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりに取り組むことが重要であり、そのための基盤づくりとして、健康づくりに関する情報提供や啓発とともにきっかけづくりが必要であると思っております。そのために地域の資源を活用し連携する、また、地域で自主的に健康づくりに取り組むグループの育成と支援、そして、職域との連携により事業所内の健康づくりから、家族を初め地域の健康づくりへとつなげていきたいと考えております。

○12 番（猿渡久子君） 今、いろんな団体がいろんな活動をやっていることなんかも、新聞等で拝見しますけれども、非常にいいことだなと思います。それにプロの方がアドバイスしたりしながらやっていくというのは、非常に大事だと思いますので、積極的に今後も進めていただきたいと思います。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（穴井宏二君） 再開いたします。

○12 番（猿渡久子君） 午前中、健康づくりの問題で健康づくり推進課に答弁をいただきましたけれども、私、テレビで見たのですけれども、呉市では学校給食でかなり子どもたちの塩分量を抑えて、子どもころから薄味になれさせるという取り組みをしているそうです。呉市では、1 食の塩分を 2011 年度は 3.1 グラムだったものを、今年度は 2.6 グラムまでだんだんに減らしてきた。目標は 2.3 グラムというふうに言っていました。一度に塩分量を減らすと味になれないので、だんだんに減らすことでおいしくなれていくということが言われていました。

そこで、別府市の学校給食における塩分摂取量はどのくらいでしょうか。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

塩分摂取量は、文部科学省が年齢ごと、33%未満と示しており、別府市では、学校給食で小学校 2.5 グラム未満、中学校では 3 グラム未満を 1 食の基準値としております。6 月の栄養報告では、小学校では平均で 2.09 グラム、中学校で 2.88 グラムと、基準値を下回っております。

塩分を控えるため、だしは昆布やかつおぶし、いりこ等を使用し、工夫を行っております。

○12 番（猿渡久子君） 今聞きまして、別府市では塩分量をかなり抑えて努力をしているなというふうに思いました。さすが別府市の学校給食だなと思います。私は、ある先生から、今広域人事であちこち先生方は異動されますけれども、別府市の学校給食、特に小学校は自校給食で、県下で 1 番ではないかという声をいただいて、とてもうれしく思いました。別府市の学校給食は、給食費を全部食材費に使っています。他市では光熱費などにも給食費から使っている市もあると聞いていますけれども、そういう点でもやはりこういう減塩の取り組みなどについても、味の面でも本当に別府市の給食は、食育という面でも努力をしているなというふうに思っています。やはりこういう子どもたちが、薄味になれることで家庭でも薄味になって、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて薄味になれていってもらえるといいということを、呉市のほうでも言っていましたけれども、そういう面でも家庭への働きかけというのは、学校給食の中でもされているのではないかと思います。栄養の問題、食育の問題などでいろいろと努力をされているかと思いますが、その点はどうでしょうか。今後またそういう点に一層頑張りたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えいたします。

学校において、学校給食関係者によります食育や家庭への給食だより等で、塩分を控えることの大切さなどを周知しているところでございます。

各家庭での味つけはさまざまでありまして、子どもが将来健康な生活を送るためにも、学校給食で塩分を控えることは大切であり、塩分を控えた学校給食の味つけをすることは、児童生徒の味覚を通して家庭の食事の減塩対策になるのではないかと考えております。

○12 番（猿渡久子君） 私、給食だよりをいただきましたけれども、例えば赤、黄、緑ということで、子どもたちにわかりやすく、体を動かすものは血や肉になる食品を赤、また熱や力になる食品を黄色、体の調子を整える食品を緑というふうに表示をして、子どもたちにわかりやすく伝えている、工夫されているなと思います。ある学校では、赤い食品はしっかりした車体をつくるものだ、黄色い食品は車を動かすガソリンになるものだ、緑の食品は車の微調整をする整備士の役割を果たすのだというふうに、車にたとえて子どもたちにわかりやすく伝えたりしている、そういう給食だよりなどを通して、またバランスよく食事をとることや減塩の問題など、働きかけを家庭にもしていただきたいな、その点

にさらに力を入れていただきたいなというふうに思います。

これで、健康づくりの問題の質問を終わりました、次の問題に移ります。

教育の充実についてということで、3つ目の項目を上げております。そのうちの1点目に、学校での災害時の命を守る取り組みについてということです。

防災の面は、非常に今関心も高いし、大事な問題です。私は、6月の議会でいろいろな災害の情報の問題などを取り上げましたけれども、その後すぐに、7月9日、10日に台風8号が接近した際に、別府市のホームページを通していろいろな情報を発信していただきました。避難所や道路や施設の休館や行事の中止などなど情報発信していただいたのは、ありがたいと思っていますので、今後もこのように情報を発信していただければと思います。

また、きのうでしたか、朝見川の堤防が65センチ低い箇所があるというふうなことも、この議場でありまして、これも大変な問題だなと思って、私も勉強になったのですが、きょう、質問をしたいのは、学校での取り組みの問題です。

1つ目に、学校での災害時の命を守る取り組みについてということですが、私は、以前、防災教育について「釜石の奇跡」に学ぶべきだということを質問したことがあります。その後、いろいろな取り組みがされていることは、これまでの議会で答弁がなされています。きょう、特に質問したいのは、先日、7月25日にありました子ども議会で出た問題です。

鶴見小学校の徳永眞子議員さんのほうから、このような質問がありました。東京にいたときに「3.11」の大震災に遭って、学校にいるときにこの震災に遭ったということで、徳永眞子さんはこのように言っています。「本当に必要なかと思っていた椅子の後ろにかけてある防災頭巾は、命にかかわるものなのだとわかりました。そして、災害はいつ起こるかかわからないことを身をもって学びました。ところが、別府では、防災頭巾を見たことがありません。これは身を守る大事なものです。東京ではもっと丈夫なヘルメットを導入することになっています。別府市では、防災頭巾を導入するなど、防災についてどんなことを計画していますか」、こういう質問がありました。

このとき、企画部長が検討するという旨の答弁をしていますけれども、本当に大事な指摘だと思うわけです。私は、県内では防災頭巾を導入しているというのを余り聞いたことがないのであるけれども、やはり大変大事な指摘で、私は、これはもうすぐにでも公費で購入して全ての学校に導入をすべきだというふうに思うわけですが、その点で教育委員会の考えはどうでしょうか。その防災頭巾を導入することによって、学校現場も子どもたちにも防災の意識を高めるといふことにもつながると思うのですが、教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

現在、学校では防災訓練のときには赤白帽を頭部保護のために着用しております。議員がおっしゃいますように、防災頭巾を活用することは、子どもたちの防災意識を高めるためにも大切であると考えておりますので、識者の見解や保護者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 大切であるなら、すぐにでも導入すべきだと思うのですが、今の答弁は、導入すること自体を検討するという意味でしょうか。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） 導入するか否か、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、それも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○12番（猿渡久子君） 私は、いろんな方の御意見を聞きましたけれども、私たちが行っております市民アンケートの中にも、まずは命の確保を一番に、最優先に学校で取り組んでもらいたいという御意見もありますし、県外では、もう大人になっていらっしゃる方が、自分の子どものときに当たり前に防災頭巾というのは学校で使っていたという方が何人も

いらっしやいます。そういう中で、やはりこういう指摘があったことに対して真摯に受けとめて、子どもの命を学校で守るということは最優先の課題ですので、なるべく早くこれを公費で購入していただきたいなというふうに思うわけです。(発言する者あり)

私は、ちょっと防災頭巾を買ってみました。これ、1,200円程度なのです。お店には、もうこれしか、1つしか残ってなくて、防災グッズのところに防災頭巾は1つしか残っていなかったのですけれども、こうやってこのまま、ちょっとかぶってみたいと思いますが、すぽっとかぶれば、ここにゴムがついている状況なのですけれども、ヘルメットとかいろいろあると思うのですけれども、これはこうやって畳むと、座布団がわりに身近に置いて置けるし、私の場合だと車に乗せておいたらいいかなとか、やはり身近に自分のそばにいつも置いているということが大事ですので、そういうことで意識づけをしていく、これが非常に大事だなというふうに思っていますので、ぜひ前向きに検討していただいて、来年度にも導入をしていただきたいということを強く申し上げておきます。

では、次の問題に移ります。

エアコンの問題ですけれども、これも何度もこれまで議会で質問をしてきました。これまでの議会で教育委員会は、室温調査を実施するという事だったのですけれども、過去にも室温調査をしていますが、今回は全ての教室で行ったのですね。全ての幼稚園、小中高を対象に室温調査をしたということなのですけれども、これまでのところ、まだ今途中だと聞いていますが、もう既に調査が済んでいる部分でどういう結果だったのかを御答弁ください。

○教育総務課長(重岡秀徳君) お答えします。

ただいま御指摘ありましたように、本年度は市内全ての幼稚園、小学校、中学校を対象に、各学校、幼稚園で最も暑いと思われる普通教室において調査をお願いしております。

調査期間は、ことしの7月1日から7月18日までと、9月1日から9月30日まで行うようにしております。

今回は、7月に実施しました14日間についてお答えします。14日間のうち、学校環境衛生基準の30度を超えた日数が最も多い学校で8日間、全ての学校、幼稚園の平均は3.5日間でありました。30度を超えた日が一日もなかった幼稚園が2園、小中学校は3校あります。

○12番(猿渡久子君) ことしは、雨が続いて例年になく涼しい夏だったと思います。以前調査をしたときには、ある小学校では最低気温が、7月の最低気温が31度だったという教室もありますし、また別のある学校では最低気温が30度だったという教室もあるわけです。7月の温度調査をした日に、一日も30度を下回らなかったという教室もあるというのが実態です。ですから、早くエアコンの設置を求めたいと思うわけです。

中津は、既に小学校5校、中学校1校、幼稚園2園で全ての教室に設置を済ませたというふうに聞いております。

それと、先ほど聞いたお話なのですけれども、豊後高田の市議会で、きょうの質疑の中で、来年度全ての小学校、中学校の教室にエアコンの設置をするという答弁があったと聞いております。

そういう中で、教育委員会としてぜひ早くこの取り組みを進めていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○教育総務課長(重岡秀徳君) これまでも御指摘いただきましたように、家庭や社会の生活環境が改善する中で、学校におきましても、よりよい教育環境にしていくことは重要なことであるということは認識しております。学校の環境整備につきましては、安全を確保するための長寿命化対策等、さまざまな整備項目がございます。その中で、優先順位を考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○12番（猿渡久子君） ぜひ、早い設置を求めます。

3つ目の問題、教員や図書館司書、スクールサポーターなどの増員についてということで上げています。

私たち日本共産党の大分県の地方議員団などで毎年政府レクチャーに行っております。上京をしまして、8月20、21日に、100項目を超える問題で各省庁の見解を聞いてまいりました。そのときに文部科学省職員とも会いました。30人学級や正規教員の増員の問題、教員の多忙化等々の問題で文科省の見解を聞いたり、こちらの実情を伝えたりということをしてきました。

私は、教員定数の問題で、今の教員定数の基準が今の実態に合わないのではないか、この基準自体を見直さなければならないのではないかと思うのですが、そういう点での文科省の考え方はどうなのでしょうかと聞いてきたのですが、担当者はこういうふうに答えました、「標準法の改正も視野に入れて検討中だ」と。また、教員が専門性を発揮できるように中央教育審議会で議論してもらおうというふうに答えました。

いきいきプランを45名までふやしていったり、図書館司書は、中学校は全校に配置をしたり、別府市としては大変努力いただいていると思います。しかしながら、やはりおじかに行くときなどは、まだまだ手が足りないとか、小学校も全校に図書館司書を配置して欲しいとかいうふうに、現場からは切実な声が上がっていますし、その点は繰り返し求めてきた問題です。

きょう聞きたいのは、正規教員と臨時・非常勤の先生との人数がどのようになっているかというのを聞きたいのですが、その点を御答弁ください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

平成26年度の別府市の小中学校の教員定数は、合わせて453名です。このうち正規教員が397名配置されております。この正規教員のうち33名が産休、育休、長期の研修等で学校を離れておりますので、その代替として33名の臨時講師が充てられております。最初の教員定数に正規教員では足りなかった56名を加え、合計89名が臨時講師となっております。

○12番（猿渡久子君） 資料もいただいていますけれども、この資料で見ますと、小学校では、教員の中で17.9%が臨時講師、中学校では22.4%が臨時講師ということになるかと思うのです。臨時講師の皆さんも本当に努力をしていただいて、一生懸命取り組んでくださっていると思うのですが、非常に待遇が、正規の先生方と大きな差があると思うわけです。これに加えて、今答弁があったのは、教壇に立つ先生たちですね、これに加えていきいきプランの先生が、補助教員として小学校で30名、中学校で10名いるわけですよ。ですから、学校現場の中での非常勤・非正規の率というのは非常に高いということが言えると思うのです。これについては、また後で教育長に答弁を求めたいと思います。

もう1つ。これはやはり子ども議会の中で出された問題です。なぜ子ども議会が出された問題をここで出すかといいますと、子ども議会の趣旨として模擬市議会を体験することと同時に、子どもから出された真摯な提案や課題などを今後の市政運営に活用するために開催をするということがありますので、大事だと思うのです。

市内の小学校、中学校には外国から来た子どもさんたちもたくさんいて、日本語がわからない友だちの問題で、南立石小学校の小関晃太郎議員さんが質問をしています。日本語資料が必要な児童生徒が、別府市内にたくさんいらっしゃるわけですが、それらの子どもさんたちへの支援の状況というのは、どのようにやっていますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

日本語指導が必要な児童生徒は、本年5月1日現在、7カ国、14名であります。国籍はアフガニスタン、キルギス、オーストラリア、ベトナム等であり、言語についてもファ

ルシ語、ウズベク語、ロシア語、英語、ベトナム語等、多様化しております。学校では、文部科学省発行の受け入れの手引きを参考にして、多様性の対応や日本語指導について支援を行っております。

また、日本語指導が必要な児童生徒の学習生活面での適用等の教育相談活動を行うため、母語を理解できる教育相談員を学校に派遣する事業を行っております。今年度、延べ10人の教育相談員を派遣しております。具体的には4月に9人の園児、児童生徒に対しまして、週1回から3回、1回当たり2時間から5時間派遣しております。教育相談員は、当該児童生徒へ授業等の教育活動において、母語によって通訳をしたり、日本語で教えたりする等のサポートを行っております。母語を話すことができる相談員がそばにすることで、児童生徒の安心感につながっていると考えております。

○12番(猿渡久子君) 週1回から3回で、1回当たり2時間から5時間派遣をしているということですね。これは、派遣していただいているのは大変ありがたいのですが、まだまだ十分とは言えないと思うのです。こういう外国から来た子どもさんたちがいるというのは、周りの子どもたちにとってもプラスの面がたくさんあると思うのですが、保護者への支援も必要だと思うのです。家庭への連絡が、十分に意思疎通が図れているのかという問題もあると思うのですが、家庭へ渡す手紙の翻訳などはどのようになっていますか。

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

平成23年に大分県教育委員会が作成しました「学校生活ハンドブック」には、学校からの連絡等の例文が日本語版、英語版、タガログ語版、中国語版、スペイン語版で記載されております。学校ではこれを活用し、保護者の支援を行っております。また、家庭への手紙や諸連絡は、教育相談員が翻訳等を行っております。

なお、文化国際課が、毎週1回市役所で行っております「日本語楽々トーク」も、保護者への支援につながっていると考えております。

○12番(猿渡久子君) やはりさっき言ったように、本当にいろんな国から来ていて言語も多様なので、御苦労されていると思うのですが、やはりその点での支援を強めていかなければならないと思うのです。その点はどのようにでしょうか、いろいろ御苦労されているかと思うのですが。

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

現在の相談員派遣事業は、児童生徒の国籍、言語が多様化しており、教育相談員を確保することが非常に困難になっております。今後は、多くの教育相談員を登録できるよう、関係機関と連携を図っていきたくと考えております。

○12番(猿渡久子君) APUとか文化国際課とか、いろんなところと連携を図りながらこの支援を強めていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど答弁がありました非常勤講師や非正規の先生方、スタッフの皆さんがふえている実態。これは別府市が大いに努力していただいている反映なのですね。そういう面もあると思いますので、その点は大変評価しているのですが、やはりこれはもう国や県が、定数改善が十分できていなかったり、30人学級が広がってなかったりする中で、苦肉の策で別府市が努力している面が多々あるわけです。やはりこれは、国や県への働きかけを、これまでもやっているのはよく存じ上げているわけですが、今後さらに強めていただかなければならないと思うのです。この点を教育長としてどう考えるのかというのが1つです。

もう1つ。私は、事務量の軽減だとか仕事量の軽減ということを繰り返し必要ではないかということで申し上げてきましたけれども、これもなかなか十分改善が図れたとは言えないのではないかなと思うのです。やはりそういう仕事の仕分け、どれも大事だからやっ

ているのでしょけれども、やっぱりどなたかも言っていました、子どもとしっかり向き合う時間を確保するとか、授業の準備に力をしっかり入れられるようにするとか、そういうことを最優先にやるのが大事だ、それを最優先にやれるような環境をつくっていかなければならないと思うのです。そのことがやはり学力向上にもつながるし、不登校やいじめなどの問題を未然に防いだり、深刻化させないようなことにつながっていくと思うわけです。なかなか難しい面もあると思いますけれども、その点でやはりどうやって具体的に進めていくかということについて、教育長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

教員の定数改善につきましては、これまでも県を通じて要望をしております。また、大分県の市町村教育長協議会におきましても、司書教諭の専任化、あるいは臨時教員の増員につきましては、要望しているところでございます。

そしてまた、最近では臨時講師の不足、臨時講師が足りないということ、あるいは教職員の多忙化等につきまして、子どもたちと触れ合う機会が非常に減っているということで、議員さんが御指摘のように、子どもの教育にそういうことで影響があってはならないと考えているところでございますので、今後も教育条件の整備につきましては、県を通じて、また国のほうにもいろんな会議を通じて要望してまいりたい、そういう思いでございます。

○12番（猿渡久子君） 仕事量の問題、仕分けをするということは、かなり現場も教育委員会も、県も、市も、国も含めて意識改革が必要ではないかというふうに思います。一生懸命やっていることが、本当に子どもたちの学力やいろいろな子どもたちが求めている問題、家庭が求めている問題にきちんと応えていけるようにするための取り組みなのだとこのことを、しっかり据えて努力いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

私たちの市民アンケートにもいろんな声が寄せられていまして、目先の点数ではなく、人間づくりをしっかり尊重してほしいという御意見や、やはり補助教員をふやして子どもたちの学習の支援をしてもらいたい、教職員数の増員、待遇改善を望む声、あるいは教師の指導力の強化、家庭教育の充実、いろんな声が寄せられています。

1つ、30代の女性の方からいただいた声ですけれども、こういうふうにおっしゃっています。「40人学級の教室は異常です。ぎゅうぎゅうです。トラブルも絶えず、騒がしさ、息苦しさを訴えて、勉強に集中するどころではありません。——中略しますが——未来につながることに力を入れてほしいと思う。等しく質のよい教育をどんな子どもにも受けさせる、そこが崩れています。3年生からの40人学級をぜひやってもらいたい」というふうに書かれています。この声に応えられるよう、私たちも頑張りたいと思いますので、市教委としてもぜひ努力いただきたいということを重ねて申し上げて、次の質問に移ります。

住宅リフォームなど、建設業への助成についてです。

BEPPUわくわく建設券の総括についてですが、BEPPUわくわく建設券、これは私たち日本共産党議員団として、もう7年も8年も住宅リフォーム助成を求めてきまして、昨年度、BEPPUわくわく建設券という形で実現をしましたが、これの総括はどのようになっているのでしょうか。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

平成25年度の事業でございましたが、継続事業といたしまして、平成26年5月26日時点で申し込み販売枚数の2万枚に達しまして、販売を終了しております。購入の申し込み件数ですが、1,177件で、総見積もり工事金額が22億8,212万3,973円になっております。申し込み受け付けは終了いたしました。申し込みのあった工事が全て終了していませんので、建設券の換金も残っているため、事業はまだ継続中でございます。施主と業者のアンケートをとることによりまして、事業の分析と検証を今行っているところでございます。

○12番(猿渡久子君) 今から業者さんにアンケートをとるとのことなのですね。私は、これはもう総括として非常に遅いと思うのです。来年度からどうしていくかということをやはり早い段階で業者さんの意見もしっかり聞いて、来年度に生かしていくべきだと思うのです。1億円の予算で22億8,000万円を超える仕事があったということで、22.8倍の経済効果があったと言えると思うのです。非常に効果もあっていますので、改善すべき点を改善して、また来年度ぜひこういう事業に取り組んでいただきたいと思うのです。

1つは、やはり繰り返し言っていますけれども、手続がややこしいという声が、いろいろな方から寄せられています。もう1つは、業者さんに完納証明、市税の完納証明を求めるといのは、筋が違うと思うのです。私は、完納証明を求めたら、施主さんに求めるのが当然だというふうに思います。これも繰り返し言ってきたことですが、こういう点を改善して、やはりリフォーム助成というような補助の形のほうが、市民的にはありがたいと思いますので、そういう形で来年度ぜひ実施してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○商工課長(挾間 章君) 今年度、わくわく建設券という形で事業を実施しましたが、大分みらい信用金庫が、毎月、3カ月ごとに中小企業景気動向調査を実施しておりますが、その指標であります上昇したとする事業所の全体に占める割合と、減少したとする事業所の割合との差を、企業の景況感を示す業況DIとして定義しております。その業況DIが平成25年1月から3月期の建設業は0.0、小売業はマイナス61.5ポイントでありましたが、平成26年1月から3月期の業況DIでは、建設業で60.0と、前年同期の対比で60ポイント上昇しております。消費税が上昇した平成26年4月から6月の業況DIでも、40.0を保持しています。これに対して小売業では、平成26年1月から3月の業況DIではマイナス57.6ポイントと、前年同期比で3.9ポイントの上昇にとどまり、同じく平成26年4月から6月期の業況DIはマイナス46.1ポイントとなっております。

この業種別の景況を参考にしますと、建設業では大きく改善されたという景況感がございます。小売業では、ほとんどが改善されていないと分析されまして、今後、また小売業への景気の対策として、消費拡大につながるような事業を考えていかないといけないと考えております。

○12番(猿渡久子君) 今の答弁は、結局、建設券が非常に効果があったということが言えると思いますので、ぜひ、商品券を言われているようですけれども、これとあわせてこの建設関係に対する補助も引き続き行っていただきたいということを強く申し上げて、次の問題に移ります。

ゆめタウン前での交通死亡事故と安全対策について。

8月に交通死亡事故が、秋葉通りと国道10号の交差点でありまして、この問題、この件を契機に市民の方から、市長が公約をしていた歩道橋、エレベーター付きの歩道橋ができていないことに対して、このままでいいのかという声が上がっています。この事故との因果関係は言えませんけれども、やはり私は、市長の公約に対する態度、姿勢が甘いということが言えると思うのです。この後、いろいろと協議をされていると思いますが、どのような協議をされていますか。

○副市長(中尾 薫君) お答えいたします。

先般の事故で亡くなられた方の御冥福と、御家族の方にお悔やみ申し上げます。

先般、ゆめタウン、別府市、それから立ち合いの議会を入れた3者協議を行いました。その詳細については、後刻議会に御報告するようにはしておりますが、エレベーターを含む交通対策について十分話し合いをしまして、ゆめタウン側も一定の案を持ち寄り、うちも持ち寄りということで、今協議を進めるようにはしております。

○12番(猿渡久子君) 具体的に進んでいきそうなのでしょうか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

当初、エレベーター、エスカレーターにつきましては、交通対策ということでございました。また、先般、野上議員さんからも国道10号の交通・信号等の問題がありまして、別府市としても、市長が早期に警察と話し合うという予定になっております。また、ゆめタウン側としましては、出る側の交通対策、ゆめタウンから出るほうの部分についての交通対策について、こちらとしては検討していただくようお願いしております。

○12番（猿渡久子君） エレベーターが具体的にというよりも、信号等の問題でということのようですけれども、やはり国保税の引き下げの問題や児童館の問題などでも、いろいろと市長は公約をされていますけれども、やはりできていないことが非常に多いわけです。その点でやはり公約に対する市長の姿勢が非常に甘い、本当にやるつもりで公約をしたのかなということをおもうわけです。だからその点は、きょうの質問項目にはありませんので、私の気持ちですけれども、やっぱりそのことも1つはこういう形で市民の声としてあらわれているということをおし上げて、私の質問を終わります。

○16番（松川峰生君） それでは、議長に先に、2番と3番の給食費の値上げと水道行政の順番を入れかえますので、よろしくお願いたします。

それでは、今回大きく教育委員会制度が変わるということで、質問をさせていただきます。

今回の教育委員会制度は、教育委員長と教育長を一体化した新教育長や、市長が主宰する教育行政を協議する総合教育会議の新設を盛り込んだ改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が来年の4月1日に施行されます。この教育委員会制度の改正の背景には、いろんなことが過去にありました。特に2011年に大津市のいじめ自殺問題で、当時の市教育委員会が迅速に対応できず、機能不全を露呈したことや、対応の遅さや責任の所在の不明確さなどに批判が集中したことが上げられます。さらには、いじめや体罰事件のときに教員の動きの鈍さや、不都合なことを隠す体質が批判されたことも、大いなるこの教育制度の改正の原因になったのではないかな。60年ぶりの改正であります。

そこで教育委員会に、今回、改正教育委員会制度についてどのような感想をお持ちかお尋ねしたいと思います。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

今回の改正の趣旨につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものでございます。

今回の制度の導入によりまして、教育行政の責任がより明確化されます。また、常勤の新教育長が責任者となりまして、学校現場や市長との連携をよりスピード感を持って迅速に教育行政の推進に努めることができるものと考えております。

○16番（松川峰生君） 今回のこの新しい制度に、いろんな議論がなされています。基本的には賛成、あるいは反対、どちらかわからないということが出ていますけれども、某新聞のこの記事を読みますと、賛成が約47%、反対が27%。その中で賛成の理由、特に多かったのが、先ほど教育次長から答弁がありましたように、責任の所在が明確になる。さらに反対の理由で一番多かったのが、市長の関与の度合いが大き過ぎるなど、あと、るるありますけれども、こういう中でも賛成のほうが大きく上回っているということが、その中で教育委員の、では実際、教育長、教育委員の皆さんがどのようにこの問題について考えているかというアンケートがございまして。今まで責任の所在が曖昧という答えが、教育長よりも教育委員長のほうから出ている、答えが多うございまして。それから民意が不十分。やはりそういうことは直接市長から選ばれた教育長と教育委員との違いが出ているのではな

いかな。あと、たくさんありますけれども、時間の関係がありますので、省かせていただきます。

この教育委員会制度は、1948年に生まれました。教育の一般行政から独立しスタートしました。教育委員の公選制や予算編成権など、高い独立性を持って発足しています。

次が、1956年に現在の教育委員は、市長が議会の同意を得て任命することになっている。現行の教育委員は、教育人事や教育内容、教科書選定などの権限、代表の委員長は非常勤で、現実には常勤の教育長が事務局を指導監督し、責任の所在がどちらか、教育長か教育委員長か曖昧なところ、透明さに欠ける面があったのではないかなと思います。特にいじめ問題のときは、非常時に市長が関与することが大変困難な状況が、今までの教育制度ではあったのではないかなと思います。

今回の改正法の新教育委員会制度は、教育委員の権限は変わらない。常勤の新教育長が、委員会を代表して事務局を指導監督することで責任の一本化を図ることができます。新教育長はほかの委員と同様、市長が任命し、市長の意向を反映させやすくなる。また、この議場でも、今まで私たちが教育委員長にお話を聞くことはございませんでした。一回、私は個人的にこの議場に、当時たしか教育長に、一回教育委員長を呼んでお話を聞きたいということをお話したことがあるのですけれども、これから教育委員長と教育長が一体となれば、直接両方の意見といいますか、現行だったら教育委員長と教育長の話、これからは新教育長の意見を直接ここで聞くことができる。大変いい制度ではないかな、そのように思います。

ところで、旧教育委員会会議と今回の総合教育会議の相違点についてお尋ねいたします。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

現在の教育委員会では、先ほど議員さん御指摘いただきましたように、教育の基本的な方針に関すること、規則や規定の制定または改廃に関すること、学校、その他の教育機関の設置及び廃止に関することなどについて協議をしております。総合教育会議では、市長が招集し、市長と新教育長、教育委員とで教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等について協議調整のもとで市長が行うことになり、地方公共団体として教育政策に関する方向性が明確化されます。

○16番（松川峰生君） この総合教育会議は、先ほど答弁がありましたように、市長が招集する。市長の権限が強化するとともに、私は、この総合教育会議の責任を持たなければならない大変重要な制度である、そのように考えております。

ここで、今まで教育委員会の会議は公開されていると思います。ただし、その中には教育委員の皆さんしか入れなかったと思うのですが、今回の新しい総合教育会議では、有識者が参加することができますか。教育長、いかがでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

有識者等、関係者も傍聴できることになっております。

○16番（松川峰生君） さらに開かれて、いろんな方の意見を集約することができるというふうに受けとめさせていただきたいと思います。

さて、この新教育委員会制度では、市長が直接教育長を任命することになっています。任命に当たっては、市長はみずからの政治的立場に近いといった理由だけではなく、教育行政に関するしっかりとした見識や能力を持っているかどうかを見きわめて登用することが最も重要で、欠かせない要件であると考えています。市長と新教育長との関係は、どのような関係になりますか。お尋ねいたします。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

ただいまありましたように、市長が直接新教育長を任命するようになりますので、任命

責任が明確化するとともに、教育委員会におきます第一義的な責任者が新教育長であることが明らかになります。新教育長は、教育委員会の代表者として市長の意見を直接聞きながら、教育の政治的中立性を確保しながらも、より密接な連携を図りながら教育行政の推進を行うことができるようになるものと考えます。

- 16 番（松川峰生君） 今御答弁の中で、教育長は、市長の意見を直接聞きながら教育行政の推進を行う、そういう発言がございました。ことしの4月に文部科学委員会で下村大臣が、市長の教育方針を教育長が尊重しなかった場合について問われています。市長と一体となっていくことが前提で、市長の方針を全く無視することにはならないと答えています。これに対して委員から、もし万が一尊重されなかったときの対処策がないと性善説に聞こえると判断をされましたけれども、大臣はこのように答えております。市長と教育委員会が対立することは、基本的には起こり得ないと主張しています。それでも、例えば教科書選定や教育人事などについて大綱に書かれたとしても、教育長が了解しなければ執行できないという発言をされております。大変権限があってもそれぞれ任されたら、そこで責任を持ってやる。当時、当然選ばれるときにはそれなりの、先ほども私が申し上げましたように、しっかりと選ぶ、市長のほうでそういう方を選んでいく。例えば、現在教育長をされています寺岡教育長、彼はとても立派な教育長でありますので、あわせてそういう立派な方が選ばればよいと個人的に思っているところでございます。

そこで、この改定教育委員会制度では、市長が別府市全体の教育のきっかけをつくるのですが、決定するのは教育委員会だと思います。その点について、市長はまずどのように考えているのか。また、改正では総合教育会議を設置し、執行権を持つ市長と教育委員会とが密に意思疎通を図り、別府市全体の教育課題の推進を図ることができると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

- 市長（浜田 博君） お答えいたします。

総合教育会議では、直接今度は教育委員と協議ができるということになるわけですが、今、教育委員会の責任の問題がありました。教育委員会の代表が常勤というふうになるわけですが、そういう状況の中で、まず責任者と平素から頻りに協議ができる、そういう連携を図ることができるということで、市長の教育に対する思いとか、また考え方、そういうことを今まで以上に伝えることができるのではないかな、このように期待をいたしております。

- 16 番（松川峰生君） 今、市長から答弁をいただきました。私は、今でも恐らく教育長は大変多忙だ、そのように思っております。これからさらなる責任を持つ。新しい教育長になると一層忙しくなるのではないかな。それを新教育長が遂行するためには、特にその仕事の一部を教育次長が補うようになるのではないかな。さらには、それをサポートする事務局が一層しっかりとサポートしなければ、新教育長の仕事を全うするには難しい状況になるのではないかなというふうに考えております。

今回、この新教育委員と現教育委員の選任と任期について伺いたいと思います。

- 教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

現在の教育委員と新しい教育委員は、任期はいずれも4年となりますが、新しい制度では、4年が経過するまでは特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で市長が定めます。新教育長の任期は、市長の任期中に教育行政の責任者を任命できるよう3年となります。

- 16 番（松川峰生君） 現在は4年ということで、新しくなりますと3年ということで、市長が任期のうち1回はその人事の変更があるというふうに認識してよろしいでしょうか。（発言する者あり） はい、結構です。はい。

今まで教育委員会といいますか、事務局の皆さんは、私たちに姿が見えるのですけれど

も、なかなか教育委員会というのはどんなものか公開されているのですけれども、実際、私たちは見たことがないのです。それぞれいろんなことで協議をなされて決定していくのだろうと思います。これからは、責任が明確にされ、そして忙しくなるのではないかなと思います。

そこで、現在の教育長の任期が、平成29年11月までになっていると思います。もし間違いがあったら、後で教えてください。今回、この任期につきまして、新教育委員長を任命する意向があるのかどうか、まず教育長、それから市長にお尋ねしたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

今回の教育委員会制度の改正に伴う退任につきましては、市長並びに教育委員会の同意等が必要でございますので、いましばらく時間をいただいて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○市長（浜田 博君） 今回の改正では、経過措置があります。したがって、現教育長の任期中はそのままで、このように考えております。

○16番（松川峰生君） 今、教育長、それから市長から答弁をいただきました。少なくとも市長の任期、来年の4月までは現制度で行く。どちらにしても教育長は平成29年11月までですから、その間にまたそういう状況が出てくるかと思えますけれども、ただ来期、僕らの選挙で言いますと平成31年ですから、この間には必ずそういう状況が出てくるのではないかな。ただその間、法律と少しずれがあります。しっかりとそういうことも踏まえながら教育行政に皆さん一体となって取り組んで、空白がないように努めていただければな、そのように思っております。

次に、この教育委員の数は、現在とこれから新しい制度では違うか、どのような形になるのか、お答えください。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

新しい制度では、新教育長は教育委員ではなくなりますので、教育委員は4名となりますが、条例によりその人数を定めることができます。

○16番（松川峰生君） 新しい委員は、今までは4名ですけれども、新しいこの制度では、条例によって委員を選ぶことができるということで今お答えをいただきました。私は、個人的には今の人数でやれるかどうかというのが、これだけ多岐にわたったいろんな問題が今、議会でもるる教育の問題が議論されていると思うのです。それを踏まえたときに一度この人数も今後検討していただいたらどうかな、そう考えています。時間がありますので、市長、ぜひこれもひとつ検討の題にて、人数がいいかどうかということもまた御検討いただければな、そのように思っております。

こうして新しい制度のもと、市長と教育長が今後二人三脚で別府市の教育の向上に努めていく、そしていろんな問題を意思疎通を図りながら努めていくことが重要だと思いますが、市長及び教育長のその点についての意見をお伺いしたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

今回の法改正によりまして、今まで以上に責任が明確になりますので、その重責は重くなってくるものと感じております。これまでも市長とは、教育委員会の考えを聞いていただいたり、提言を聞いていただいたり、あるいは市長の思いや考えも話し合う場を設けていただいたところでございます。これからは、総合教育会議の設置によりまして、市長が今後の別府市の子どもたちの状況、あるいは保護者、地域の要望等をしっかりと教育委員会に話すことにより、そしてまた教育委員会も今の教育の現状等を市長にお伝えする場ができ、今まで以上に市長並びに市長部局の皆さんと連携を図り、別府市の教育の向上に向けてさらなる教育行政が可能になるというふうに考えているところでございます。

今回、法改正の趣旨をしっかりと見きわめて、別府市の子どもたちの教育の向上、ある

いは条件整備等に尽力しなければならない、そういう思いでございます。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今、「二人三脚」というお言葉がありました、これまでどおり——これまでもですが——教育長とはしっかり連携を強化しながら頑張ってきました。とりわけ夜中であっても、小さいことでも、その都度携帯に電話をいただいておりますし、お互いに話し合いをしてきたという事実もあります。問題では学力、それから体力の向上の問題、それからいじめや不登校の問題、さらには中学校の統合問題もそうです。また津波・地震対策も本当に真剣に考えていただいておりますし、また共同調理場の問題も、今どういう形で建てかえをしようかということも真剣に悩んで相談をいただいております。また美術館の問題、図書館の問題、教育施設の取り扱い等は多くの課題があるわけですが、これらの問題の解決に向けた取り組みとか、将来に向けた望ましい教育のあり方はどうなのかという議論も真剣に2人でやったこともあります。そういった教育の政治的中立性はしっかりと確保しながらも、私は、市長が直接教育委員と話し合いができていく、そういう構図については大変意義がある、このように考えております。

○16番（松川峰生君） 今、教育長それから市長から答弁をいただきました。当然権限が強化され、中には心配事で市長の権限が強くなり、その強さのあまり、教育委員会が話もできないのではないかなというような話をする方もおられますけれども、今、市長の答弁を聞いて安堵いたしました。どちらにしても、市長が当然招集しても、市長は多岐にわたります。いろんなことがあって、教育委員会だけにかかわっておるわけにはいかないと思うのです。それを踏まえてどのように市長が思っているのかということをしかりと新教育長はその意思を聞いて、そして議論していくということが一番重要ではないか。そのためには、今、市長もおっしゃいましたけれども、市長と新教育長のコミュニケーション、これが大事ではないかな、そのように思っております。今まで私も議員になりまして4人の教育長とここで議論をさせていただきました。本多教育長、山田教育長、郷司教育長、そして現在、寺岡教育長、それぞれの特徴を持った教育長がそちらに座られて、いろんな教育行政、時代とともに教育も変わってきます。それを見きわめながら進めていくことが大事ではないかな、それが大きなこの改正の趣旨ではないかなというふうに私個人は捉えております。どちらにしても、これは権限があろうとなかろうと、別府の子どもたちのために皆さんが、教育委員会が当然、議会もそれを推していきますけれども、努めていくことが重要ではなかろうかな、私はそう考えております。

今回のこの新教育委員会制度の改正の大きなポイントは、私は4つあると考えております。まず1つは、市長が総合教育会議を設置し、市長と教育委員会で構成する。もちろんですね。市長は、総合教育会議での協議を経て教育振興策の大綱を作成する。教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、市長が直接任命、罷免することができる。緊急を要する場合、いじめ、自殺防止など文部科学大臣が是正、指示できると明確にされております。以上のことから、この新教育委員会制度をきっかけに、先ほども答弁がありましたように、さらにスピード感を持って教育の諸問題に対処していただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、水道管老朽化についてお尋ねをしたいと思います。

今回、水道局では永井水道企業管理者の指導のもと、新しい施策も打ち出されております。全国的にも今、水道管の老朽化が言われています。先般、打ち合わせの時期で、私個人は、水道管は全て同じものだなと思っていたのですが、担当の方から、水道管には導水管、挿水管、配水管の3つがあるということを教えていただきました。今回は、この配水管についてお伺いしたいと思います。

2020年から2025年の間に大体、日本全国で年間その工事が1兆円規模になるというふ

うに報道で言われています。特に 2025 年には水道施設の更新に必要な費用が不足する見通しであるとも言われております。これは人口減少と企業や家庭の節水で、設備の維持運営に当たる水道料金が減少し、値上げも余儀なくされている自治体もあると聞いています。

別府市のこの老朽化した配水管の現状と、その老朽管の更新にはどの程度の事業費を費やしているのか伺いたいと思います。

○水道局工務課長（帆足 淳君） お答えいたします。

地方公営企業法の施行規則に規定されております耐用年数に基づき、配水管につきましては、耐用年数が 40 年となっておりますので、布設から 40 年間を経過した管路を老朽管と位置づけております。これは、資産の減価償却のための耐用年数であり、管路を実際に使用できる年数とは異なり、40 年以上使用可能な配水管もあります。現状といたしましては、老朽化率につきましては、平成 25 年度末で配水管の総延長約 491 キロメートルに対しまして、40 年間を経過した管路が約 150 キロメートルであるため、配水管の老朽化率は 30.5%であります。

次に事業費でございますけれども、老朽管更新としての配水管布設がえ工事でありますけれども、年間により変動がありますので、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間の平均で答えさせていただきます。5 年間の平均建設改良工事費約 9 億 2,000 万円のうち約 2 億円で、全体の 21.5%、年間約 3,200 メートルの布設がえを行っております。

○16 番（松川峰生君） 今、答弁の中で耐用年数が一応 40 年、そのようにお聞きしました。この 40 年も実際は 40 年を超えてでも使われている管があるともお聞きいたしております。中にはこの 40 年、土壌によるとか条件による、いろんな条件によってそれがどのくらいになるかというもお聞きいたしております。

先ほど答弁の中で 30.5%の老朽化率。これは全国的あるいは県下に見て、その 30%が多いのかどうか、そここのところをちょっと教えてください。

○水道局工務課長（帆足 淳君） 全国平均におきましては、今数値的にははっきりした資料はありませんけれども、全国平均よりも高いというふうに認識しております。

○16 番（松川峰生君） 水道施設、公営企業であります。特に 1950 年から 70 年代に集中して整備された、そのようにもお聞きいたしております。今回、国土交通省がこういうまとめをいたしております。2014 年度版の「日本の水資源白書」というのを出してあります。その中で、2011 年度時点で水道管などの 8.5%が、もう耐用年数を超えている。1920 年から 25 年には約 10%から 20%上昇するだろうとも言われています。もちろん整備の更新に充てる費用の不足が見込まれています。国交省と厚生労働省の試算では、2010 年度には 6,700 億円だった更新費用は、2025 年度には 9,700 億円。水道収入を原資とする布設投資に充てることができる金額は約 9,300 億円で、400 億円程度のお金が不足するのではないかな、このように書いてあります。

次に、今回報道等でも、多分皆さんも見ておられるし、先般テレビでも見ましたけれども、大津市では 50 年前の水道管が破裂し、約 1 万 2,000 世帯が断水になったと聞いています。また、北九州では、ことしの 6 月に古い水道管が破裂し、さらには、私はちょうどテレビを見ていたのですけれども、10 日の午前 1 時ごろ、横浜市で水道管が破裂し、40 センチ程度の水が道路にたまり交通規制がされたというニュースが報道されています。

別府市において、この老朽化した配水管の破損は、実際あったのかどうか。それについて伺いたいと思います。

○水道局工務課長（帆足 淳君） お答えいたします。

平成 25 年度の実績で答えさせていただきます。漏水防止として破損復旧した件数は年間 860 件で、内訳としましては、配水管が 51 件、給水管が 809 件であります。破損実績の約 95%が給水管で、配水管の破損復旧についても消火栓や仕切り弁が含まれています

ので、配水管の老朽化に伴う破損は48件で、特に口径50ミリ以下の管路の破損が33件と多く、口径65ミリ以上の配水管は年間15件で、破損による断水も道路に面した住宅のみの小規模であります。

- 16番（松川峰生君） 今、配水管の破損事故というのは、そんなにないのですね。聞きますと給水管、これはもしそちら、水道局のほうで、それがどうして配水管が少なく、給水管が多いのか。もしわかれば教えてください。（発言する者あり）

今、隣の議員が教えてくれました。圧の問題だろうということで、ありがとうございます。

大きな、新聞に出るとか、断水が起こるとか、そういう事件がないということは大変皆さんの日ごろの水道管に対する整備、それからそういう認識があるからだと思っております。市民は、その点大変安心しているのではないかなと思います。私自身も、私が知り得る限り自分の家で断水というのは工事のとき以外は記憶がないぐらいきちっとしていただいております。

先般、ちょうど1カ月になりますかね、私はたまたま鶴見丘高校の下の通りを車で走ってましたら、ちょうど向こうに水道局の方だろうと思うのですね、年配、年配といっても私よりずっと若いのです、50歳ぐらいの水道局の方と、とても若い職員の方が、ひもを垂らして、多分あれは水道管が破裂しているかどうか見ているのかな、そういう状況の現場を、ちょうど暑いときでした、やっているのを見ましてね。車が通り抜けていいのか、ちょっと心配したのですけれども、ちょうど向こうの方のほうが終わったので、そこを通り抜けさせていただきましたけれども、こういうことが1つの、いろんな漏れとかそういうことがないように努めているのではないかなというふうに思いました。

ぜひ水道企業管理者、そういうことも、御苦労なさっている方にもまた声をかけていただいて、一層精進していただければ、そのように思います。

現在、先ほど40年を経過した配水管が150キロある、今後も増加していく、年間に約3.2キロメートルの布設がえ。追いつかない状況にあると思うのです。今後、これにもすごい費用や工事のいろんな条件が重なってくると思うのですけれども、この老朽管整備には膨大な経費がかかるのではないかな、そう思っております。いただいた資料を見ますと、今後すごいお金がかかっていくのかな。公共施設と同じですね。

そこで、この更新費用を捻出するためには、水道料金の改定に踏み切る自治体も出ていくというふうに、先ほど私も言わせていただきました。この値上げの理由を見ますと、浄水場や水道管が老朽化し多額の改修費がかかるため、他方では人口減少、それから家庭や工場で節水が進んでいることも、水道事業の採算を悪化させるという皮肉なことが実際起こっているように見えます。節水、特に震災以後は節水、それから新しい、先般トイレにしても昔に比べると1回に使う水の量が違うということもお聞きしました。私たちは、なんとなくトイレをして、そのまま流すのですけれども、古いトイレはものすごく水を使う。今の新しいやつはとてもその使う量も少なくなったというふうにお聞きいたしました。これから水道事業のインフラ整備には膨大な資金が必要となると思うのです。それを踏まえて、私は、将来にツケを回すことなくこの水道事業に取り組んでいただきたいと思いますが、全てを把握している水道企業管理者の考えをお聞きしたいと思っております。

- 水道企業管理者（永井正之君） お答えをいたします。

老朽管の率が30.5%ということでございます。逆に耐震化率が、今、配水管でいきますと26%しか行っていないというのが現状でございます、これを少しでも高めて減災に対処する、これが私どもの務めだろうと思っております。

議員おっしゃるように断水もなるべくないようにしたいと思っておりますし、先日の議案質疑で猿渡議員がおっしゃっていましたが、水質それから水量、こういうものを確保するのは配水管でございますので、しっかりと配水管を布設がえしながらいきたいと思

うのですけれども、今の計画で行けば当然エンドレスになろうかなと思います。

一つ一つ進めながら、料金については、現在の料金体系をできるだけ維持したい。そしてその中で、限られた財源の中で計画的に、財源を効率的に、また計画的に配水管、また施設等の更新に充てたいなと思っています。

最後に一言だけ。私はまだ水道局に異動して1年と6カ月であります。私が考える市民サービス、水道事業の市民サービスとは何かと、ずっと就任当初から思っていたのですけれども、料金を下げるとするのは、当然公共事業ですから、公共料金ですから、電気、ガス、水道、全て安いのにこしたことはないと思うのですけれども、やはり合理的な対価ということと、もう1つが、議員さんがおっしゃっていたように、現在また将来にわたって水道に関して何の不安も市民の皆さんに与えないというのが、私は一番大事な市民サービスではないかなと思っています。それに向かって一つ一つできることを確実に実行していくというのが、私どもの務めではないかなと思っています。

- 16番（松川峰生君） 今、水道企業管理者からいろいろ話を聞きました。私は、この水道事業は、まず市民の生命を守る事業だ、そのように思っています。赤字だからといって水道事業をやめるわけにはいきません。特に先ほども申し上げましたように、トイレや洗濯機の節水する技術がものすごく進んでおります。そのために1人当たりの使用量はぐんと減っていると聞いております。水道局は、水を売るのが商売で、逆に言うと節水が進めば収入減につながると思います。悩ましい問題であろうかと思えますけれども、今後とも安心・安全な水の供給に努めていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、給食費値上げにつきまして、伺いたいと思います。

ことしの4月から、消費税が8%に上がりました。別府市は、この時期に給食費を値上げしなかったのですけれども、まずその理由と、またいつから値上げをすることを考えているのかお尋ねします。

- スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

平成25年度の別府市の給食費は、県内におきまして高いほうから4番目でした。このような状況のもとで、平成25年度の各小学校の給食運営委員会からは、切迫した運営の報告はありませんでした。この時点では、増税されても現状の給食費で対応できると考えておりました。しかし、増税に伴いまして諸物価が高騰したことは、予想以上でありました。学校規模等で厳しさの違いはございますが、全小中学校で同時の値上げが好ましいと考え、平成27年度より値上げを考えております。

- 16番（松川峰生君） 今、県内18市町村で高いほうから4番目という答弁がありましたけれども、小学校では確かに4番目、中学校では6番目の位置づけ、もらった資料では位置づけになっています。この今回の消費税の増税で、うちよりも高くても、小学校では2市が値上げをしています。中学校では、別府市が6番目と言いましたけれども、4市が値上げをしています。そのことも十分認識していただければ、そのように思います。私は、このことから給食費自体の値上げというよりも、消費税分を上げたというふうにとっております。このことから、消費税は国税でありますので、値上げをしたためにどこかが無理をするのではないかなという危惧をいたしております。ただ、今、給食運営委員会から何も出ていないというので、その辺につきましては、少し安心しましたけれども、特に調理、実際に給食をつくる現場ではどうなのかな。上げた分をどのように対処しているのかなというふうに思いますが、実際この増税された分、調理現場ではどのように対処しているのか伺います。

- スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えいたします。

特に諸物価の上昇によりまして、副食でありますおかずに影響が出てきておりますが、児童生徒が楽しみにしているデザートなどにつきましては、提供回数を減らすのではなく、

手づくりにするなど、給食の内容が低下しないように配慮しております。

- 16番（松川峰生君） 大変な現場の努力ですね。手づくりしたり、大変御苦労が多いと思います。実際、消費税分3%とはどのくらいかなというふうにちょっと計算してみました。別府市の小中学校の給食費の、平成25年度の総収入が約4億4,500万円です。これが、3%を掛けますと1,330万円です。これは各学校で見ますと、学校別、払っているところ、人数も違いますけれども、約100万円です。月にしますと、各学校で5万5,000円です。この分を、今お答えいただきましたように、現場の皆さんがこの分を調整して努力して何とか上げなくてもいいという状況になっているのだろう、そのように思っております。大変な御苦労だと思うのです。

ここで、この質問の関連性がありますので、平成25年度の別府市の給食費の滞納額はどのくらいありますか。

- スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

平成25年度では、小学校は256万3,600円で、滞納率は0.85%でございます。中学校では73万3,816円で、滞納率は0.51%となっております。小学校、中学校合わせまして、前年度より85万1,000円ほど減少しております。

- 16番（松川峰生君） もし滞納がなかったら、この消費税分の3%、調理員の皆さんは、楽といったらおかしいのですけれども、余裕を持ってつくれるのではないかなと思います。やっぱり滞納を何とかすると、別府だけではないと思うのですけれども、その分相当な金額になります。この整備にもあわせて、税金とは別ですけれども、努めると、今回上げなかったという部分のところもクリアできるのではないかな、そう思います。実際この滞納の不納欠損、実際滞納額は各学校で処理していると思うのですけれども、教育委員会で滞納額がどのくらい取れなかったら不納で落とすのかというのわかるのですか。

- スポーツ健康課参事（三木武夫君） 今、その辺につきましては、教育委員会の中でも検討課題として重く受けとめております。なかなか、どこで切るかということは大変難しいことで、子どものことも踏まえながら今後検討していかなければいけないことであるというふうに考えております。

- 16番（松川峰生君） 来年の10月に、今のところ、民主党時代に時の民主党、野田総理、それから自民党、それから公明党で消費税の話をされた経緯があります。値上げという話が当時あったのですが、政権交代が行われて、今回、10月に消費税が10%に今のところ上がるだろうというふうな話があります。これははっきりまだ総理が言っているわけではないのですけれども、予定ではそうなっています。もしかしたら景気動向によってこの消費税がどう変わるかわかりませんが、万が一にも消費税が上がった場合は、教育委員会は、この税についてはどのように考えていますか。また、対処する予定ですか。

- スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

消費税増税後は、諸物価の上昇により食材の単価も上昇するものと考えられます。子どもたちに安全・安心で栄養のある給食を引き続き提供するため、増税に伴う給食費の値上げは、避けて通れないものと考えておりますので、増税後の給食に対する影響等を早い時期に学校給食運営委員会等で十分検討し対処していきたいと考えております。

- 16番（松川峰生君） という事は、もし上がれば10%に、そのまま消費税を10%上乘せするという事ですか。

- スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えします。

消費税だけが上がるというわけでもございません。それに伴いまして、食材の価格も上がりますので、消費税分だけとかいうところがまだはっきり申し上げにくいところがございますが、どうしてもそのような物価の上昇等、全部踏まえて料金の値上げというものは考えなければいけないというふうに考えております。

○16番（松川峰生君） はっきり言っていただいてもいいのではないかな、そのように思いますけれども、しかし、諸事情があるかと思います。どちらにしても仕入れるときにもう税金がついてきますから、当然上げてくるだろうから。今回は、なかなかそれを上げなくて処理するということは、あなたが言っていた現状を維持するというのはとても難しい状況になると私は思います。何せ5%から10%に、5%も、今8%で取っていないのですから、10%になるということですから、それは大いに検討すべきであろう、そのように思っております。多分1食当たり、今回上げている地域を見ますと、170円とか200円とか上げていますので、それから逆算すると300円とかいう形になってくるのではないかなというふうに予測されますけれども、その辺についてはしっかりと教育委員会で検討していただくということで、要は、保護者は子どものためならば、ものすごく上がるのであれば問題になりますけれども、自分のかわいい子どものためにそのくらい、多分私は大きな問題になっていないのではないかな。新聞等で上げたところの記事が実は載っているのです。保護者から、ほとんど異論が出ていないという意見が、新聞に出ておりましたので、参考になれば、そのように思っています。

最後に、物価上昇には増税に伴わないものと考えています。その場合の給食費の値上げについてはどのように考えていますか。

○スポーツ健康課参事（三木武夫君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、諸物価の上昇は、食材の単価も上昇するものと考えております。子どもたちの栄養摂取状況や食品摂取の充足率等に影響を及ぼすとともに、安全・安心で栄養のある給食の提供にも影響を及ぼすものと考えられますので、給食費の値上げは必要であると考えております。

子どもたちによいものを提供するためにも、各小学校共同調理場の学校給食運営委員会等で協議をしていただき、また給食費は保護者の負担となりますので、保護者の理解を得られるよう配慮する必要があると考えております。

○16番（松川峰生君） 今答弁をいただきましたように、子どもが楽しみにしている給食であります。私も、孫が今、緑丘小学校に行っています。毎日行く前にうちに寄るのですけれども、必ず聞くのは、給食を残していないかと聞いたら、おいしいので全部食べるというように、足らないぐらいという話を聞いていますので、うれしく思っているところでもありますけれども、子どもにとってこの給食は、一日の中で一番私はポイントがあるのではないかなと思っています。

今後とも教育委員会全体で、各学校それぞれ単独調理場もあります。中学は合同であると思っておりますけれども、一層子どもたちにおいしくて、そして安心・安全の給食が提供できるようお願いして、私の質問を終わります。

○1番（森 大輔君） 私が、今議会の最後の質問者となりますので、皆様の御期待に沿えるように短時間集中で質問していきたいと思っておりますので、もう少しの間、皆様の御協力をいただきたいと思っております。

そして、初めに議長、資料の配付の許可をお願いしたいのですが、よろしいですか。

○副議長（穴井宏二君） はい、どうぞ。

○1番（森 大輔君） では、よろしくお願ひいたします。

では、まず初めに、別府市の新（エコ）エネルギービジョンについての質問に入りたいと思います。

昨年の12月議会において、加藤議員さんから温泉資源を守る取り組みについて質問がありました。この中で、別府市にとってとても大切な温泉資源を守って、そして、どのように次世代へと残していくべきか、そういう趣旨も含めた質問だったと記憶しております。そして、今議会でも多くの議員さんから、そしてまた、首藤議員さんからも太陽光発電と

かバイナリー発電、そういったエコ発電、エコ開発から温泉資源、または幅広い資源を守るその取り組みの大切さについてお話があったと思います。

私も、そのようにこの温泉資源、そして別府市にある資源を、これから行政がどのように守っていかれるのかということに焦点を当てた質問をこれからしていきたいと思っております。

そういう資源の保全というテーマは、とても別府市にとって重要な課題です。その重要な課題を担っている別府市が、本当にその役目を担っているのか、または、その貴重な資源を持続可能なエネルギーとしてこれからどのように守っていかれるのか、こういったことがこれから課題になってくるかと思っております。

大分県では、既に新（エコ）エネルギービジョンというものがあまして、そして、ついに別府市でも独自の（エコ）エネルギービジョンを策定されたと同っております。新聞等でもその発表がありまして、これがそうですけれども、ここに書いてあるように見出しが、「守れ温泉資源 別府市が再生エネ要綱策定」というふうに書かれてあります。この中にもありますが、「温泉資源保護と再生エネ開発の共存を目指す」と書かれてあります。これがまさしくこの要綱をつくった目的だと思うわけですけれども、こういう（エコ）ビジョンを策定する背景には、やはり今の時代、地域の自然であったり、産業の特徴を生かした新エネルギー開発を推進して環境に優しい地域振興とか地球温暖化防止を目指して、持続的発展が可能な社会をつくろう、そういう危惧が高まってきている、それが1つの要因だと思っておりますが、その一方で、さまざまなエコ開発が既存する資源や環境に及ぼす影響について、まだ十分な検証がされていないまま、本当にこのままエコ開発を推進して大丈夫なのですかと、そういう不安を持つ市民の方の声をよく聞くことがあります。

将来の世代に責任をとれる対応をしていただきたいという思いで伺いますが、この（エコ）エネルギービジョン策定の趣旨は一体何ですか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

まず最初ですが、今、議員がおっしゃった部分でございますが、新聞報道にありましたのは、別府市地域新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱のことでございますので、エネルギービジョンは今策定中ということで、よろしく願いいたします。

それで、その策定の趣旨ということでございますが、大分県新エネルギービジョンによりますと、県内市町村の新エネルギー利用可能量調査において、本市は温泉熱利用で県内1位、それから太陽光発電・太陽熱利用で県内2位、合計利用可能量で県内1位の潜在能力を有していることが示されております。しかしながら、新エネルギー導入に対する本市としての方向性が定まっていない状況にあることから、別府市地域での新エネルギー調査結果をベースとして、そのビジョンの策定を急いでいるところでございます。

新エネルギー導入は、自然や地域資源を利用することから、その利用の程度によってはその資源そのものや周辺環境に影響を与える可能性も含んでおります。新エネルギーの問題は、新エネルギー導入をどう推進するのか、または逆にどう抑制するのか、アクセルとブレーキの仕組みづくりが必要と考えております。新エネルギービジョンの策定に当たっては、別府市が今後進むべき新エネルギー導入の方向を見定めることが主眼となっております。

○1番（森 大輔君） 今お話があったように、この策定をする意義というのは、やはりこれからエコ開発を推進していく一方で、しっかりとその規制を、過剰な開発には規制をしていくというアクセルとブレーキの両方の役割をしていかないといけないという問題意識から、こういう策定が定められている、そういうふうに認識しております。

御答弁の中にもありましたが、別府市はとても資源豊かなまちです。よくその資源を活用した方法の1つとして地熱バイナリー発電をしたい、そういう声をよく聞くのです。皆

様もよくお話を聞かれることだと思うのですが、やはり温泉というものも限りがある資源です。そして、特に地下水から温泉になっていく過程、これはとても長い年月がかかるわけで、一説には50年とか60年とか、それぐらいの期間がかかるわけです。その貴重な資源を、恩恵を承りながら私たちの生活というのは今成り立っているわけで、この貴重な資源を次世代へ残していくことが、また行政の最も大切な役割、そういうふう考えておるわけです。

そのときに、今、環境課が策定中というエコビジョン、これは新エネルギー開発を推進するだけではなくて、それ以上に時には規制をする、できる取り組みをつくっている、そういうことだと思うのです。また、そうしていかないと、私たちが本当に理想と思うエコ社会、そういったものの実現は難しい、そのことをまず訴えさせていただきたいと思えます。私が今回質問の中で訴えていきたいのは、おおむねそういった趣旨の話になると思っております。

では、具体的に中身について質問をしていきます。

別府市には、大きく4つの新（エコ）エネルギーがあるとされています。1つ目に温泉ですね。2つ目が太陽光、3つ目が風力、そして4つ目にバイオマスとされています。これらのエネルギーの賦存量というのはどのくらいあると推測されていますか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

別府市地域の新エネルギーの賦存量調査につきましては、昨年度に文献等により調査を行いました。この賦存量というのは、理論的に考えられる潜在的なエネルギー資源の総量を示すものでございます。その賦存量調査の結果を見ますと、熱利用分野では地中熱利用ヒートポンプが最も多く、ここは熱量を示す単位のギガジュールという単位を使わせていただきますが、約1,512万ギガジュールでございます。次いで温泉熱利用となっております。また、発電分野では太陽光発電が最も多く、年間約1,298万ギガジュール、次いで風力発電が年間約924万ギガジュールという結果となっております。また、バイオマスエネルギーの賦存量を熱量換算すると、年間約27万ギガジュールという結果が出ております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。今、るる御説明ありましたように、ギガジュールという単位で今御答弁をいただいたと思えます。なかなかギガジュールの単位で聞いてもぴんとこないところがあるのが確かで、このギガジュールというのは、御存じのように熱量の単位ということです。少しわかりにくいと思えますから、次の利用可能なエネルギー量、これは少しわかりやすい例を踏まえて御答弁いただけますか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

別府市の新エネルギーの利用可能量調査のことではございますが、これは賦存量調査と同様に文献等で実施をしたところでございます。

この利用可能量というのは、地理的なもの、物理的なもの、それから技術的制約条件を考慮した上で実際に利用可能なエネルギー使用量を示すものでございます。エネルギー利用可能量につきましては、先ほどギガジュールという内容がありましたので、ここはもう詳細はちょっと割愛させていただきますが、議員の御質問のとおり、電力量を1キロワット時は熱量では3,600キロジュールという、非常に説明もしにくいのですが、であることから逆算をいたしますと、1,000キロワット時が3.6ギガジュールというふうな式になります。それと、一般家庭1世帯の標準年間電力量は3,600キロワット時とされていますので、これで計算しますと、年間地中熱利用ヒートポンプで全部を電力量として換算した場合、約11万7,000世帯の電力が賄われます。それから温泉熱利用で約7万世帯、それから地熱バイナリー発電で約4万8,000世帯、太陽光発電で約3万4,000世帯、バイオマス発電で約1,000世帯、それからバイオマス熱利用で約5,000世帯分の電力が賄われると推計されます。

しかし、今申し上げましたこの数値も、あくまでも別府市全体を一般家庭世帯のみで仮定した数値でありますので、企業や旅館・ホテルなどは加味しておりません。そこで、実績値として平成23年度に別府市の最終エネルギー消費量を、こういう数値を参考にしますと、全体で約820万ギガジュールとなっておりますことから、今回の新エネルギー利用可能量は、実態に沿った形では別府市のエネルギー消費量の約46%を賄うことができるものと推計されております。

- 1番（森 大輔君）新エネルギーの利用可能量は、今の実態に即して計算していくと、全ての利用可能となるエネルギーを使えるとするならば、概算で今別府市の消費電力の46%を賄えるぐらいのエネルギーが、今実際別府市にはあるということなのです。今教えていただきましたこの調査結果、ここから言えることは、別府市が所有する地熱とか温泉熱、太陽光、風力、バイオマス、こういう全ての分野の資源において、別府市は豊富に有している、そういうことです。

そして大分県の（エコ）エネルギービジョン、この中に大分県内の市町村別にエネルギーの利用可能量が示されています。そして、それが先ほど皆様にお配りいたしました資料です。ここを見ていただきますと、別府市のエネルギー利用可能量は、実は県内で断トツの1位の発電エネルギーを有していると示されています。その内訳は、温泉熱とか地熱、これが1位、太陽光が県内2位、バイオマスが県内4位、そして風力が県内5位。どの分野を見ていただいても、このエネルギー利用可能量というものは県内トップクラスである。この中でやはり一番大きいのは温泉なんです。この資源を狙ってこれから開発を行おうとする業者がどんどん出てくるのは、当然想定されるわけです。実際に電力自由化とか固定価格買い取り制度、こういうものを利用して利益目的に温泉を新規に掘削して発電をしよう、そういう話もちんちん出てきているように思います。そういう事態を受けて、行政がこれからどうやって資源を守っていくのか、その立場に立って考えていただきたいと思うわけで、その資源保護のこれからのエコ開発に対しての対策をしっかりといただかないと、将来本末転倒な結果を招く、そういうおそれがあると思います。そうなれば、エコの開発がどうのとかいう前に、別府市の根幹となる観光の資源、温泉がなくなれば、別府市自体が終わるということも危惧されるわけです。

では、地熱を利用した（エコ）エネルギー開発促進にかかわるメリットとデメリットについて伺いたいのですが、どう思われますか。御答弁ください。

- 次長兼環境課長（伊藤 守君）お答えいたします。

地熱を利用した新エネルギー開発促進にかかわるメリット・デメリットということでございます。（発言する者あり）はい。地熱発電のメリットとしましては、資源の少ない日本にとって、豊富にある準国産エネルギーであり、地熱資源量は世界第3位の資源量を持つと言われております。また、天候に左右されないため、安定したベース電源となり、その設備利用効率は約70%程度、風力発電や太陽光発電に比べまして高いことが、特徴として上げられます。さらに、発電に使いました高温の蒸気、熱水は、いろいろな利活用が可能であり、また、その利用の仕方によっては副次的に新たな産業を創出するということも言われております。

また、最大のメリットとしましては、二酸化炭素の排出量が少ないことが上げられます。発電設備の建設などのために消費されるエネルギーも含め、発電量当たりの二酸化炭素排出量を見ますと、石油火力発電の49分の1という二酸化炭素の排出量となっております。

一方、デメリットといたしましては、地域開発は導入場所によっては自然環境また生活環境に影響を与えたり、周辺の景観を損なう可能性がございます。過剰な利用開発は、温泉などの地域資源にも影響を及ぼす可能性も否定できません。固定価格買い取り制度ということを利用することはできますが、開発コストが大きく、開発リスクも高いと一般的に

は言われております。

- 1番（森 大輔君） おっしゃるように地熱の資源というものは、数少ない準国産の資源ということで、日本は世界でも第3位の、その豊富な資源量を持つ国と言われています。その第3位の資源国の日本の中でもトップクラスの温泉資源量を持つこの別府市が、これから当然注目されていくと思うのです。

まず初めに1番のメリット、地熱エネルギーのメリットとしては、やはり電力の安定供給ができる。そして2番目に、二酸化炭素の排出量が少ない、これが一番のメリットと言われています。

一方でデメリットについては、これは新エネルギーの全般に言えることなのですが、過剰な開発は、資源そのものの枯渇を引き起こす、その可能性が大きいと言われています。

また、このエコ開発については、まだまだ発展途上の分野ですから、その不安を払拭できるだけの科学的な根拠がまだ乏しいことが、地域住民との実際の合意形成、そこでどうしても地域住民から不安の声が出て、そして、その開発がなかなか進まないという現実があるかと思えます。

一般も、首藤議員さんからメガソーラーの開発についてお話がありました。そして、最近ではある市町村で、皆様も御存じのようにメガソーラー計画が、景観とか環境を壊すという観点から、地域住民の強い反対で見直されて、さらにはそのメガソーラー設置を抑制するという条例、そういうものも設けたという市町村があると聞いております。このメガソーラーを設置しようという話が別府にも、この太陽光エネルギーの利用可能量が県内で第2位を有しているこの別府市に話が来ても十分あり得る話なわけです。別府市には、山間から山裾にかけて広大な土地があります。理論上は、実際にできる、できないは別にしても、理論上はそこにメガソーラーをつくらうという話ができるわけです。仮にそこに大きなメガソーラー施設をつくる計画が上がれば、別府市は山から、斜面になっていますね、そういうところにメガソーラー計画が上がれば、水害とか土砂災害、そういった災害を引き起こすという可能性が出てきます。そういう災害を危惧する地域住民とか近隣住民の方は、ほぼ間違いなく不安の声を上げて反対に回ることも考えられます。そういうときの対策がまだできていないのがどうなのかなと思うところなのです。

また、さらには、別府市にはその副作用がありまして、メガソーラーをつくりますと、森林を伐採します。森林を伐採すれば、その木が吸収する雨水とか水というものが地下に浸透するその浸透力が弱まってくるわけです。弱まってくると、結果的に別府市の地下水が温泉にという流れがとまってしまって、いずれは温泉の枯渇の危機を及ぼす可能性がだんだんと出てくるわけです。こういうふうにはエコ開発というものは、一見していいことのように思われることもあるのですが、一概に全てがいいこととも言えないわけです。

私も、全てのエコ開発がだめだと言っているわけではなくて、例えば遊休地の活用としてメガソーラー計画をすとか、もしくは余った温泉熱を利用して、例えばそれが湯けむり発電なのかもしれませんし、また、これから新しいアイデアで生まれてくるものがあるかもしれません。そういった余ったエネルギーですするというのはいいと思うのですが、根本的な話を間違えると、この開発というものは、これから別府市にとってメリットもあるかもしれませんが、その反面、それ以上の大きなリスクを伴うことがあるということ、ぜひとも行政が認識に立った上で対応していただきたいと思っております。

特に今おっしゃった、環境課が策定されていますエコビジョン、とてもいいことだと思います。期待できることだと思います。そして、今議会でもとても水道局の試みが、今回すごい支持を得られていますバイナリー発電に対しての水道の使用、これも先日、議案質疑で泉議員さんから御発言がありましたように、地下水を守るということは、結果、温泉資源を守るのだ、そういう視点から水道局もできる限りの対策をされたのだと、私も同様

の思いで聞いておりました。

では、環境課が今進めていますエコビジョン、このエコビジョンの中で実際に資源を守る取り組みを考えられていると伺っておりますが、具体的な方策について御答弁いただけますか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

地域資源を守るための方策ということでございますが、開発事業者の方々には、その設置する土地や設備など個別に適用される法令を遵守していただくことが第一と考えておりますので、まず新エネルギーの総合窓口であります本課に事前相談の申し込みをしていただき、関係法令等を所管する庁内部署への誘導を行います。引き続きまして、先日制定いたしました、先ほど御紹介いただきました別府市地域新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱に従いまして、1つは、源泉や発電施設がある近隣関係者に対し、計画や工事方法などを説明するよう要請する。2つ目としまして、国等の補助制度にかかわる同意書が必要な場合は、申請を受けた後、審査の上同意書を交付いたします。3点目といたしましては、特に地熱温泉発電で源泉を新規掘削する場合など、必要に応じ周辺にある源泉の温度や湧出量、それから泉質の変化についてモニタリング調査を行うよう要請するという、こういった手続を主に行政指導してまいりたいと考えております。

○副議長（穴井宏二君） 休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（吉富英三郎君） 再開いたします。

○生活環境部長（浜口善友君） 先ほどの課長答弁に補足をいたしまして、温泉の保護という観点からお答えをさせていただきます。

まず、民間委員で組織されます新エネルギービジョン推進委員会というものがございまして、現在、新エネルギービジョン策定に当たっては協議中でございます。その協議の中で決定した4つの基本方針がございまして、その4つの中の1つに、環境と調和した新エネルギーの導入ということが上げられます。具体的に言いますと、温泉資源を守り、温泉を活用していくことの必要性。これは、委員各位が共通して認識をいただいているというふうなことで確認をしたところでございまして、今後策定されるであろう新エネルギービジョンの中により具体的に規定、定められることになろうかというふうに考えております。

○1番（森 大輔君） 今、環境課が取り組んでいられる資源を保護する取り組み、そういったことの御答弁をいただいたと思います。そして、具体的な方策として今予定されているのが、例えばおっしゃったような地域住民との合意形成とか地域説明会の実施とか、モニタリング調査の必要性とか、こういったものをこれから指導していくということだと思うのです。環境課や水道局は、とてもすばらしい対策を今されていると思うのですが、どれもやはり一番悲しいのは、これは要綱だということなのです。要綱であり、しょせんは、言葉は悪いですが、指導なのです。そこに実際にこの開発を、例えば温泉熱エネルギーの開発をしようとか、そうしたときにそれが許可できるのか、許可できないのか、その判断が下せるのは、あくまでもやはり温泉の利用を規定した温泉法なのです。これ以外にはないのです。今おっしゃった環境課が定めていらっしゃる要綱はすばらしいのですが、この温泉法に定められた規定にのっとってするしか、今のところやはり法的には、法律上は何もできない、そういうふうに認識しておるわけですが、その温泉法と県の環境審議会温泉部会、ここの内規ですけれども、現在、その温泉法にしても内規にしても、具体的にエコ開発から温泉資源を守る根本的な対策とか規定とかいうのはないというところが現状だと思うのです。そういった現状を踏まえた上で別府市、この温泉湯量が大変豊富で、エ

エネルギー量に恵まれているというこの土地、ここをこれから開発業者が狙って開発をしていこう、そういう計画がふえてくるとも予測されるわけですが、そのときに現行の温泉法でエコ開発から資源を守っていただけますか。御答弁ください。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

温泉の開発形態の変化によりまして、現在の規制及び許可基準では、今後対応ができないことも考えられると思っております。温泉資源の保護につきましては、温泉法で温泉掘削の規制により対策をすることとなっております。近年、別府市内では発電を目的とした温泉掘削の許可申請が増加していることから、開発の形態が変化していることを認識しております。この変化に合わせた温泉資源の保護について、ことしの7月に開催されました大分県温泉調査委員会に出席をいたしまして、温泉熱発電に伴う温泉掘削について質問をさせていただきました。その席で、県においても大分県環境審議会温泉部会内規の見直しが必要と考えているとのことであり、温泉課といたしましても、早目の見直しを要望いたしております。

○1番（森 大輔君） 今の御答弁から言えることは、やっぱり今の基準では対応できないことがある、そういう認識を持たれて県のほうも温泉部会の内規の見直しを予定している。現状では守れない場合があるということなのですね。現状ではその守る法律、規制がなく、場合によってはその新規掘削、開発によって既存の源泉に影響が出た場合のもちろん対策も、今の時点でははっきりとしたものはありません。もし唯一それにかわる規定があるとするならば、それは例えば特定地域、温泉法には特定地域が定められています。

例えば別府市では特別保護地域というものがありまして、それは南部、亀川、そして鉄輪地域、これは特別地域と言われております。この特別保護地域においては、あらゆる理由において新規掘削というものは認められていません。そして、もう1つあるのが保護地域。この保護地域は別府市には南部と北部の地域が定められていると伺っております。この保護地域においては、既存の源泉から100メートル以内での新規掘削を認めていない。それ以外の場所では60メートル以内の、既存の源泉から60メートル以内の新規掘削を認めない、これが唯一その対抗策として上げられる規制なのです。ここにはやはり限界がありまして、では、それ以外の場所で開発を行おうとすれば、理論上、その規定の範囲内で自由に行えるわけです。

実はこういった質問をするきっかけとなった事例がありまして、それが数カ月前、堀田地域で地熱の発電を目的に温泉掘削をしたいという市外の業者さんが来られました。発電規模は最大で2,000キロワットと言っておりまして、業者からは、この開発が地域の活性化につながる計画だ、ぜひとも同意をいただきたいということでお話を受け、そして、地域住民と議論した結論は、既存する温泉施設、それは別府市の有する市営温泉、堀田温泉もそうですけれども、民間の方が所有されている温泉もそうです。そういった既存の温泉施設や源泉への影響がどう出るか不確定のまま賛成することはできない。そして万が一、既存の源泉に影響が出た場合の対策がないということで、開発には同意できませんという結論を出しました。

もしこういった場合に、今の温泉法でこういう工法の場合はこういう対応ができますよとか、こうこう、こういう規制がありますので対処してくださいという明確な規定があれば、それにのっとって、また違う結論が出たのかもしれませんが、御案内のように現状では十分足りていないところがありますので、どうしても地域住民の方々との協議の中では同意ができないという結論に至ったわけです。

御存じのように、皆様もこの堀田温泉というものは、堀田地域ですね、この堀田地域にある源泉というものは、実は堀田温泉、堀田だけのものではなくて、石垣ルートというものを通って、温泉を石垣地域の各共同温泉に配給しているということを温泉課から教えて

いただきました。間違いないと思います。ということは、この堀田で起こっていることというのは、堀田地域だけの問題ではなくて、別府市の、それもかなり広範囲のところに影響が出るかもしれない、そういった問題を1つの地域の住民の方々だけで判断しないといけないという、少し重みのある判断でもあったし、そういったときに法的な根拠があれば大変助かるのです。そういったものがないときにこういう話が来たものですから、自治会のほうでもかなり議論がありまして、随分慌てた話だったのですが、今の段階では賛成ができない、不安があるうちはどうしようもできないということで反対に回ったわけです。

また、この開発する場所が悪かったのです。それはなぜかといいますと、この業者がその発電施設をつくりたいという場所が、ちょうど土砂災害の危険地域、ここに指定されているところで、市長も御存じだと思いますけれども、2年ぐらい前ですか、堀田地域で実際に土砂災害、被害がありました。ちょうどその場に建設をしようという話だったのです。まだその被害に遭って日が浅いにもかかわらず出てきたこういった計画でしたから、住民の方々もかなり腹立たしさを感じながら、また将来、土砂災害被害の拡大のおそれもあるということから、この計画に理解できなかった。それも、やっぱり反対の大きな1つの理由だったのです。

ただ、この堀田地域にきた発電計画の不幸中の幸いというものがあって、それは、この建設場所に選ばれた場所が、ちょうど国立指定公園内だったんです。ここの国立指定公園内だったということで、国がそういった事業を進める場合は、地域住民の合意が建設推進の必須条件ということで、今回この住民の意見が反映できた、そういった仕組みの中で反映ができたということなのです。しかし、もしこういったケースがほかの場所で起きて、それも特別保護地域でもなく、そして国立指定公園内でもなければ、たとえ、どんなに地域の皆様がその開発に対して不安の声を上げたとしても、なかなかそれをくみ上げていける法的な下支えはないのです。

このケースから感じたことは、多くの方がエコ開発の及ぼす悪影響について、とても根深い強い不信感と不安感があるということなのです。それが、ただの温泉利用のために掘削をする場合とエコ発電で開発をする、掘削をする場合の大きな違いだ。この住民の方々が開発に対して持つ不安を払拭できる対策が出てこない、こういった話は、いずれかの場所でまた起きてくる可能性があると思います。やはりこれからは、まず優先するのは、既存する源泉や温泉資源にどういう影響を及ぼすのか、そして影響が出た場合の対策、これをしっかり温泉法の中で定めていただきたいと思うのですが、そう言うと温泉課のほうは、「これは温泉課の範囲を超えています。温泉法は国や県の規制です」と言われるのですが、そうではなくて、やはり別府市、ここは日本一の温泉を持つ別府市なわけですから、日本一の温泉を持つ別府は、日本一の温泉課、そこがやはりしっかりと現場の声と住民の声を県や国に提言していくぐらいの意思を、意欲をやっぱり持っていただきたいと思うわけです。

そして、この問題は簡単な問題ではないというのは認識しておるのですが、やはり後々は別府市がこれぐらいの温泉資源があるとか、そういう科学的な調査を、やはり地下構造とかも含めた抜本的な調査がこれから必要になってくると思うのです。それは、エコ開発がどうのこうのという話もちろんあるのですが、それ以上に、やはり時代的に、例えば先ほど申しあげました特別保護地域、こういった規制が定められたのも昭和40年代と伺っております。それからもう40年もたっているのです。これだけ長い年月がたって状況も環境も全て変わっているのに、まだ同じ規制で、同じ基準で物事をはかっているというのは、私からすれば少しおかしいのではないのかなと思うわけです。そういった意味も含めてこれから見直しがたくさん必要だと思うのです。

そして、先ほど生活環境部長からも、そして環境課長からも御答弁がありましたし、水

道企業管理者からも、さまざまな対策をされているということで伺っておるのですが、やっぱり一番温泉資源を守るという分野において根幹をなす温泉課が、一体どういう対策を今されているのですかというところが問われてきていると思うのです。環境課はこういうことをしました、水道局はこういうことをしました。では、温泉課は一体何をされているのですかというところが、私もそうですけれども、市民の方もやはり感じる場所なのです。

課長、こういった発言を心配する市民の方が、相談に来られたと思います。そのときに、温泉課としてこういう対策があります、こういうふうに解決されたらどうですかと、十分な解決策を教えることができたと思いますか。私は、少し不十分、そして本来温泉課がすべき対策をほかの課が知恵を絞ってされているというふうな印象をやはり受けてしまうのです。

そこで、課長にお聞きしますが、今の温泉行政のことについて、もし何か思いがあれば一言御答弁いただけないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） お答えしたいと思います。

ただいま議員から御指摘のあった温泉行政全般についてですけれども、温泉課については、これまで入浴といった面、要は市営温泉、それから地域の市有区営温泉等に給湯するということが中心の事業、実際そういったものを中心に行ってきたのは確かです。昨今のエネルギー事情、こういったもので脚光を浴びてきた温泉熱、これについて先ほど課長が答弁したように、県の審議会等に頼っているところがありまして、なかなか市独自では規制、対策というのでできていないところがあります。ただし、先ほど言われましたように、水道局、環境課、それからプラスアルファしますと、例えば農林水産課のほうでは水源の涵養林、こういった部分も維持管理をしておりますし、市全体としては、やはり大切な温泉資源、別府市民の宝を守ろうということで少なからず動いているのは確かでございます。

今後については、今、議員が言われたように、エリアによっては規制が効かない部分がある。これは、まずうちの温泉課のほうに指示しまして、エリア、どういった規制がどの地区にかかっている、再度それを図式化して、たまたま先ほど言ったように国立公園の規制にかかっている部分、ここはこういったことで住民の同意が要ということで、そのソフトがどこか空いていると、そこに殺到されると困る分もありますので、早速その辺は図式化して確認をまずとりたいと考えております。

それから、温泉の確保については、私たちも小さいころから「温泉を大切にしましょう」、市民憲章にもあります。小さいころから温泉を大切にしようということは、皆さん心の中で養ってきたことだと思いますけれども、これは新たに参入される企業の方々、こういった方々にも末永くエネルギー活用をするためにも資源として守っていただかなければいけない。一過性の定額制で買い取りがあるからということでどんどん参入されても、20年後には知らないということでは困る。これは太陽光についても同じようなことだと思います。そういったことにならないよう、市としては全体調整を図っていくように、微力ではありますがありますけれども、頑張っていきたい。それから、また県、国に対しても働きかけを強めていきたいと考えております。

○1番（森 大輔君） 部長には、後ほどまた質問しようと思っていたのですが、いろいろ御答弁いただいて……。私が日々感じるのは、温泉課の仕事というものは一体何なのかということで、やはりおっしゃるように今でも、そして今までも温泉課はそれなりに資源保護の対策をされてきたのだと思います。もちろんそれがあってこそ今があるわけですから、もちろんなのですが、新たにこういった新しい分野での不安要素が出てきたことで、これにも素早く対応していただきたいと思うわけです。やっぱり今の温泉行政の姿を見ていると、温泉課の仕事は、別府市が持つ温泉施設の維持管理、これがとても忙しいので、そういう資源保護対策は県や国の政策とか規定に任せよう、そういう姿勢が何となく見え

るのですね。そこがやはり別府市の温泉課が、頼られるべき存在であるにもかかわらず、市民の方々が相談に行って、その期待どおりの対応をしていただけなかったという、がっかりされるわけです。別府の温泉課に相談しに行ったのに、その一番の温泉課が提出されています「温泉百科」というものがありますね、ここに。ここに書かれています。これ、私たちが別府温泉に対してどういうふうにしていかなければいけないのか。私たちは別府市民、温泉とともに生きていますといろいろ書いていますが、割愛して、それだけに温泉を持続的に利用するために、そして、もっと魅力ある温泉づくりのために温泉について考えていかなければなりません。温泉課は、こういう心持ちで仕事をされているのだと思います。ただし、それが十分ではないのでしょうか。なかなか市民の方々に期待できる、お応えできるぐらいの資源保護対策というものが、現実足りていないところがあるように感じます。

私が、これから別府の温泉課に申し上げたいことは、しっかりこれから科学的根拠がある調査をしていただきたいということなのです。それは別府市が実際にどれだけ資源を持っているのか、温泉資源を持っているのか、そういう地下構造から全てを網羅できるような調査をしていただきたいと思うのです。そういったものは、これまでされてきていなかったように思う。これまでは理論値で、これだけ雨が降ったからこれだけ地下に水が浸透されていて、これぐらいの湯だまりがあるだろうとか、そういう推定値だったと思うのです。そうではなくて、実際に地下の中というのは、地下の中に潜って見てみないとわからないわけですから、そういう抜本的な調査をしていただきたいと思うのです。それが、結果、エコ開発とかの開発がどう資源に影響されていくのか、そういうことにやはり役立ってくる調査だと思うのです。そういうことで影響調査とか、そういった調査をしていただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり温泉資源の保護は、重要な課題と認識をしております。温泉課として再度温泉資源保護について、規制措置の強化などの県に対する要望を検討するに当たって、県と事前に話をさせていただきました。先ほど答弁をさせていただきましたが、現在、県のほうも温泉熱を利用した発電を目的とした泉源掘削の増加を認識しており、大分県環境審議会温泉部会内規の審査基準の見直し等の検討を行っているとのことであります。現在、大分県が別府市内で4カ所の温泉資源監視基礎調査を行っておりますが、温泉課としてもこの調査に協力しております。今後、調査対象とする泉源数の増も検討を行っているというふうに聞いております。引き続き、この調査につきましても協力していきたいと考えております。この調査の範囲を広げ、事前に既存泉源のデータを収集することで素早い対応ができるのではないかと考えています。

なお、影響調査につきましては、新エネルギーの総合窓口であります環境課と調整を行いながら、県を通じまして大分県環境審議会温泉部会と協議を行ってまいりたいと考えております。

○1番（森 大輔君） 今おっしゃっていたこともわかるのです。今までは市内4カ所で永石温泉、地獄田温泉、天満、柴石温泉で温泉資源監視基礎調査というものをされてきた。それをこれからは検査する場所を倍増させて検討していくということだと思うのですが、それもやはり手前みそというか、やはり小手先の調査だけなのです。そういうのでは、もっと根本的に別府市の地下の構造がこうなっていて、別府の下にはこれだけの湯だまりがあって、泉脈があってとか、そういうことがやっぱりわからないわけです。でも、そういうことを調査できる機関というものもやっぱりあると伺っていますし、また、それがなかなか一概に、では、そこに頼めば全て終わるかという話でもないというのもお話を聞いています。なので、とても難しい話だと思うのですが、いずれかの時点でやはり全国どこの

温泉地でもそういった抜本的な地下調査、地下構造の調査というのはされていないということですから、まず別府市がそれを手がけて、目的はいろいろあると思います。さまざまな目的、そして今の開発、エコ開発ブームもいい意味で利用して、そういった抜本的な調査をこれからするということが、やはり行政に求められている仕事だと思いますし、次世代へ資源を残していこうというときに、科学的な根拠で、そこをこういう根拠でこういうふうになっているから、これをこうしないといけない、そういう対策もこれからできると思います。なので、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

少し前に、あるテレビ番組で別府温泉と草津温泉、どちらが日本一かみたいな話がありました。なかなか結論が出ませんでした。最後に草津の方が言われたことがとても印象的で、それは、おっしゃったのは、「別府温泉の多くはポンプで、動力でくみ上げているのです。一方、草津は、温泉の大半は自噴なのですよ」、そう言われました。言いかえれば、草津温泉は自噴しているわけで、資源はなかなか減っていないわけです。でも別府温泉は、人工的に吸い上げているのです。やっぱり温泉の湯量というのはだんだん減ってくるものなのです。そういうことで例えば温泉が減ったとか湯量が少なくなったとか、噴気が弱くなったとか、時には海水が入ってきているとか、そういう声も時々聞きます。それも事実なのだろうと思います。例えば大分県から出しています、東部保健所が公表しています資料によりますと、別府市の湯量、湧出量毎分約8万7,000リッター、このうち自噴はわずかに約1万9,000、残り約6万8,000リッターはポンプなのです。これで本当に日本一の湯量なのか、湧出量なのかと聞かれたときに、ポンプでくみ上げている湯量が大半で、実際の自噴が少ない、こういう現実を受けても日本一の湧出量を持つ別府市として、これから未来永劫言い続けることができるのか。そういうことをぜひ問題視していただきたいと思うわけです。そういった中で先ほど申しあげました特別保護地域とか保護地域の特定地域、そういったものの見直しというものもやっぱり必要になってくると思うのです。

では、最後に市長に伺いたいと思うのですが、今回こういうエコ開発を、そして資源、別府市が持つ資源の関係性について関係各課と協議させていただきまして、やはり今の温泉行政では、まだそういった新しい分野の開発に対して温泉資源をどういうふうにしていくのかという対策が、不十分な点が多々見えてきました。一見プラスと思われそうです。エコエネルギー開発というものも。一步間違えば環境破壊、資源の枯渇、そういったものも引き起こす危険性のあるテーマなのです。別府の温泉を持続的に利用可能にするための対策として、やはり別府の温泉課が、この温泉資源を守るという対策をこれからどのように講じていけるのかということをお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

数々の御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

別府といえば温泉、温泉の保護、温泉資源保護、これはやはり本当に最重要課題だと思っています。先ほど部長が答弁したように、市民憲章で「温泉を大切にしましょう」、これは本当に市民全員がそういう思いを持って取り組んでいかななくてはならない、こういう思いでございます。

この必要性について、本当に私も重要視をしまいましたが、とりわけきょうの議論を聞きながら、改めて温泉の保護に対して思いをはせたところであります。この開発ありきではなくて、やはりまずは温泉の保護だ。こういう意味でいろいろ御指摘いただきましたが、温泉というのはどうしてできるのかということに本当に立ち返って見ると、あなたがおっしゃったように、やはり雨水がしっかり浸透されて、温泉保護はやはり森林の保護だという思いですね。森林を伐採しては、やっぱり土砂崩れもあるだろうし、また枯渇するという。マグマという温泉湯だまり、雨水が浸透して45年から50年たつて温泉という

特有の成分で泉源を保護しているという、この自然の恵みですね。今 2,200 あるこの資源を、温泉源をどう守っていくのか。乱掘削を許せばどこかが枯れていくという、そういう問題もありますから、私も別府に生まれ育って、その出ていたところがとまったり、また新しく掘削したために弱くなったり、いろんな状況を聞いております。そのことを考えると、泉源というのは、限りある泉源でございますから、これをどう守っていくのか、このことをやはり真剣に考えなくてははいけない。温泉資源保護に対する市の対応が、まだ不十分であるということを受とめまして、この限りある温泉資源、これを大切に保護して、また将来にわたって市民、また観光客の皆さんが、この温泉の恵みを享受できるような、そういうまちづくりをしっかりと進めていかななくてははいけないなということを感じました。ありがとうございました。

- 1 番（森 大輔君） ありがとうございます。私たちが住む社会というのは、やはり資本主義社会で利益を求めるとか、そういう開発をしていこうとか、発展をさせていこうとか、そういう思いというのはとめられないところがあると思うのです。ただし、その利益を求めるとか開発をすることで私たちの生活とか命をはばかるようなものになっては、本末転倒になってくるわけです。そういった意味でやはり私たちは、この資源と環境と、そして開発、そして発展というものは、切っても切り離せない問題であるわけですから、そこのバランスをよくよく考えていただいて、そして、そのバランスを調整するのは、やはり行政が先頭に立ってしないといけません。そのバランスを保つのは、皆様のお仕事であると思うわけです。そういう視点に返って、ぜひともこれからのエコ開発、そして別府のまちづくりというものを考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

もう 1 つ質問項目に上げていました公共料金支払いについては、また次回の議会において質問させていただきたいと思っております。

- 議長（吉富英三郎君） これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第 2 により、議第 80 号平成 25 年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成 25 年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

- 市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 80 号は、平成 25 年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成 25 年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

何とぞ御審議の上、よろしく願いいたします。

- 議長（吉富英三郎君） 次に、監査委員から各会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

（監査委員・恵良 寧君登壇）

- 監査委員（恵良 寧君） それでは、ただいま上程されました議第 80 号平成 25 年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成 25 年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成 25 年度の一般会計及び各特別会計の総計決算額は、歳入 871 億 1,052 万 7,000 円、歳出 848 億 956 万 1,000 円で決算されております。

一般会計・各特別会計相互間で行われました繰入金、繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入 833 億 9,629 万 9,000 円、歳出 810 億 9,533 万 3,000 円であり、歳入歳出差引額は、23 億 96 万 6,000 円の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は 0.6%増加し、歳出は 0.3%減少しております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度繰越事業に係る繰越財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計及び各特別会計の実質収支の総額は、20億4,904万5,000円の黒字となっております。一般会計では7億1,683万6,000円、特別会計では13億3,221万円の黒字となっております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、6億2,645万2,000円の黒字となっております。

地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分である普通会計における財政指標について、平成25年度の数値を前年度の数値と比較した結果は、次のとおりであります。

まず、歳入構造の弾力性を示す指標である経常一般財源等比率は92.5%であり、前年度に比べ1.4ポイント下降しております。

次に、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度と同率の95.1%であり、依然として財政構造の硬直化が進行していることが懸念されるところであります。

さらに、財政力を示す指標である財政力指数は0.568であり、依然として下降傾向を示しております。

これらの財政指標から析出される別府市の公共経営の今の姿を直視したとき、さらなる行革を断行すべきテーマもまた明白であります。

現在、我が国は本格的な人口減少社会を迎えており、別府市もその例外ではありません。本市の人口は、2040年にはついに10万人を切ると推計されております。かつて経験したことのないこのような時代を乗り切るためには、間断なく行革を行いながら、地域経済の活性化に努めるなど、本市が抱えるさまざまな公共政策上の課題の解決に向け、専心されることを切に要望いたします。

最後に、決算審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められました。

平成25年度決算の内容等、詳細につきましては、お手元に配付いたしております決算審査意見書により御了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果について御報告いたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、議第80号に対する提案理由の説明及び各会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

これより、質疑を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）

○4番（野上泰生君） 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第80号平成25年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成25年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（吉富英三郎君） ただいま、4番野上泰生君から、議第80号の決算認定議案は、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を終結し、決算特別委員会を設置の上、これに付託し、重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置の上、これに審査を付託することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員に、

- 3番 手束貴裕君
- 4番 野上泰生君
- 5番 森山義治君
- 9番 松川章三君
- 10番 市原隆生君
- 11番 国実久夫君
- 15番 平野文活君
- 16番 松川峰生君

以上8名の方々を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を決算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「と呼ぶ者あり」〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました方々を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。あす9月18日から9月23日までの6日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、9月24日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、あす9月18日から9月23日までの6日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、9月24日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時52分 散会

